

議 事 録  
名古屋議定書に係る国内措置のあり方検討会  
第 1 回

1. 日 時： 平成 24 年 9 月 14 日（金） 13:30～16:50
2. 場 所： 大手町ファーストスクエアカンファレンス Room A

3. 議事次第

- 1) 検討会の設置について
- 2) 名古屋議定書の概要と経緯について
- 3) 検討会の進め方について
- 4) 国内措置のあり方に関する論点について

4. 配布資料

- 資料 1. 「名古屋議定書にかかる国内措置のあり方検討会」について  
資料 2. 名古屋議定書について  
資料 3. 名古屋議定書に係るこれまでの経緯について  
資料 4. 名古屋議定書に関する国際動向について  
資料 5. 「平成 23 年度名古屋議定書に係る国内措置検討のための懇談会」における主な意見について  
資料 6. 検討会の進め方について  
資料 7. 国内措置のあり方に関する主要論点について

（参考資料）

- ・ 名古屋議定書（英語）
- ・ 名古屋議定書（仮訳）
- ・ COP11 における名古屋議定書に係る議論について
- ・ 生物多様性国家戦略 2012-2020 の名古屋議定書関連の抜粋

（委員配布資料）

- ・ 名古屋議定書を理解するための図（炭田委員）
- ・ 「名古屋議定書国内実施に関するバイオ産業界の要望〔一般財団法人バイオインダストリー協会（JBA）2012 年 8 月 1 日〕」（炭田委員）
- ・ 「遺伝資源へのアクセス手引（第 2 版）〔一般財団法人バイオインダストリー協会・経済産業省〕」（炭田委員）
- ・ 「名古屋議定書（JBA 日本語訳）〔一般財団法人バイオインダストリー協会生物資源総合研究所〕」（炭田委員）
- ・ CBDABS における生薬および漢方薬などについて（浅間委員）
- ・ 今回の国内措置に関する意見（鈴木(睦)委員）

## 5. 出席者

### (委員)

磯崎座長、浅間委員、小幡委員、鈴木(健)委員、炭田委員、寺田委員、西澤委員、  
二村委員、藤井委員、丸山委員

### (関係省庁)

外務省、農林水産省、経済産業省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省：

### (事務局)

- 環境省：伊藤自然環境局長、星野大臣官房審議官、亀澤自然環境計画課長、牛場生物多様性施策推進室長、奥田生物多様性地球戦略企画室長、中尾生物多様性国際企画官、中澤課長補佐、永見課長補佐、守分室長補佐、浅原係長、辻田係長、山崎係長、小林事務補佐員
- ノルド社会環境研究所：藪主任研究員、市村研究員、他

## 6. 議事録

### 開会

○中澤課長補佐 予定の時刻を少し過ぎましたが、今日お集まりいただける委員の先生方、皆様そろいましたので、ただいまより、「第 1 回名古屋議定書に係る国内措置のあり方検討会」を始めさせていただきます。

本検討会は、名古屋議定書の早期締結を目指し、産業界や学术界の有識者の皆様によって、我が国にふさわしい国内措置のあり方について検討をいただくことを目的として環境省が設置したものでございます。

それでは、開会に当たり、伊藤自然環境局長から一言ご挨拶を申し上げます。

○伊藤自然環境局長 環境省の自然環境局長の伊藤でございます。名古屋議定書に係る国内措置のあり方検討会の開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、お忙しい中、本検討会にご参加いただき、誠にありがとうございます。

我が国が議長国を務めた生物多様性条約の COP10 では、条約発効以来の懸案でありました条約の三つ目の目的である ABS、すなわち「遺伝子資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分」につきまして、法的拘束力を持つ国際的な枠組みとして名古屋議定書が合意され、生物多様性条約における歴史的な成果というふうに評価されているところでございます。

環境省としましては、名古屋議定書の早期締結に向けて、関係省庁とともに、国内措置の検討に取り組んでおります。昨年度は、産業界や大学関係の有識者の方々から意見を伺ってまいりました。

COP11 がインドのハイデラバードで開催される本年度は、新たに、この公開の検討会を設置いたしまして、我が国にふさわしい国内措置のあり方について、よりオープンな形でご議論をいただきたいと考えております。

国際的な動向につきましては、名古屋議定書を締結した国は、いまのところメキシコなど、途上国 5 カ国にとどまっておりますが、先進国においても、それぞれ検討が進められているところであり、COP11 において、各国の検討状況や締結に向けた考え方等について、意見や情報の交換が行われるものと期待しているところでございます。

この検討会でご議論いただくとともに、COP11 で得られる他国の情報も見ながら、今後、関係省庁とともに、日本にふさわしい国内措置を検討してまいりたいと考えております。今後、委員の皆様方の幅広いご意見を賜りたいと考えております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○中澤課長補佐 続きまして、お配りした資料の確認をさせていただきます。

お手元に、資料をご用意させていただきました。「名古屋議定書に係る国内措置のあり方検討会（第 1 回）」の議事次第がお手元にあると思いますけれども、その裏に資料一覧がございます。資料一覧に沿って確認をさせていただきます。

資料 1 は、「名古屋議定書に係る国内措置のあり方検討会について」でございます。

資料 2 が、「名古屋議定書について」という、絵が入ったものでございます。

資料 3 が、「名古屋議定書に係るこれまでの経緯について」という、横表の年表式になっている資料でございます。

資料 4 が、「名古屋議定書に関する国際動向について」というものでございます。表の形式になっているものでございます。

資料 5 が、「平成 23 年度名古屋議定書に係る国内措置検討のための懇談会」における主な意見についてということで、これは昨年度に実施しました懇談会の概要をまとめたものでございます。

資料 6 は、「検討会の進め方について」でございます。

資料 7 は、「国内措置のあり方に関する主要論点について」という、表形式の資料でございます。

そのほか、参考資料といたしまして、名古屋議定書の英語版、日本語の仮訳版、それから「COP11における名古屋議定書に係る議論について」ということで、ご用意させていただきました。

もう一つ、参考資料といたしまして、昨日、中央環境審議会のほうから答申を受けました、生物多様性国家戦略 2012-2020、新しい生物多様性国家戦略における名古屋議定書関連の抜粋を、参考資料の一覧には入っておりませんが、ご用意させていただいております。

また、委員のほうからご提供いただいた資料といたしまして、浅間委員、炭田委員のほうから資料をいただいております。これにつきましては、それぞれの委員のご発言の中でご説明をいただけるものと思っております。

資料に過不足等あれば事務局のほうにお申し出いただければと思います。よろしいでしょうか。

引き続きまして、本日お集まりの委員の方のご紹介をさせていただきたいと思っております。お手元の座席表をごらんいただければと思います。委員席の奥側のほうからご紹介させていただきます。

日本漢方生薬製剤協会生薬委員長の浅間宏志委員でございます。

理化学研究所バイオリソースセンター長の小幡裕一委員でございます。

製品評価技術基盤機構バイオテクノロジーセンターの鈴木健一朗委員でございます。

バイオインダストリー協会生物資源総合研究所技術顧問の炭田精造委員でございます。

タキイ種苗の寺田雅一委員でございます。

上智大学の磯崎博司委員でございます。

花王株式会社の西澤義則委員でございます。

ニムラ・ジェネティック・ソリューションズの二村聡委員でございます。

日本製薬工業協会、藤井光夫委員でございます。

財団法人食品産業センター、丸山純一委員でございます。

なお、本日、足立委員、北村委員、鈴木（睦）委員、吉田委員につきましては、ご都合がつかずご欠席ということで伺っております。

また、本検討会の座長は、上智大学の磯崎先生にお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたしますと思っております。

また、環境省からは、先ほどご挨拶いたしました伊藤自然環境局長、星野審議官、亀澤自然環境計画課長、奥田生物多様性地球戦略企画室長、牛場生物多様性施策推進室長、そのほか担当者が出席しております。さらに、外務省、経済産業省、農林水産省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省からもそれぞれオブザーバーとしてご参加をいただいております。

なお、本検討会につきましては、公開で進めることとしまして、会議資料及び議事概要についても公開することとしております。

それでは、磯崎先生に進行をお願いしたいと思います。磯崎先生、どうぞよろしくお願いいたします。

## 1) 検討会の設置について

○磯崎座長 それでは、一番最初ということで、先ほどすでに局長からも説明がありましたけれども、名古屋議定書について、開発途上国だけではなくて、先進各国においても準備が、まだ途中段階ですが、進められています。そのような契機に、生物多様性条約、主に第 15 条を中心として、それから、それを受けて、名古屋議定書——名古屋議定書の中でも、これも局長が触れられていたことですが、議定書

の第1条で目的が書かれてあり、それに沿った形で、どのような国内措置を日本がとることが望ましいかという検討会で、実は昨年度も、公開ではなかったのですが、同様の懇談会を行っています。その資料は、その論点というので資料の中でもまとめられています。今年度は、それを公開の形で、この検討会で考えるということになっております。

なお、今日、全体で3時間程度の時間ですけれども、後半の2時間弱ぐらいを、議事次第の最後のほうですが、資料6、7に基づいた実質的な討議に充てたいと思っております。今回と、今月下旬、この2回の検討の内容を踏まえて、実はCOP11、ハイデラバードで、どのような対応、準備、検討を日本がしているかというサイドイベントを開くことになっています。それに向けての議論としても貢献できると思いますので、忌憚のない意見や見解、議論をお願いしたいと思います。

それで、最初の検討会ということもありますので、最初の1時間ぐらいですが、簡単にこれまでの経緯や準備状況などに関する概略説明というところから入りたいと思います。

それでは、まず議題1ですが、この検討会の目的とか背景などについて、資料1に基づいて、説明をお願いします。

○山崎係長 生物多様性施策推進室の山崎と申します。資料1について、私のほうからご説明させていただきます。

趣旨ですけれども、ABSに関する名古屋議定書の早期締結を目指し、日本にふさわしい国内措置のあり方について検討をするため、産業界及び学术界の有識者等により、環境省が設置することといたします。

委員は14名から構成し、磯崎先生に座長をお願いしております。オブザーバーとして関係省庁が出席しております。

検討会の検討事項といたしましては、ABS国内法令等の遵守に関する事項、遺伝資源の利用の監視に関する事項、国内の遺伝資源へのアクセスに関する事項、普及啓発に関する事項を中心に、名古屋議定書への対応のあり方について検討をすることといたします。

開催方法につきましては、検討会や資料、議事要旨については原則公開といたします。資料や議事要旨につきましては、環境省のホームページで後ほど公開する予定にしております。

以上で説明を終わります。

○磯崎座長 ありがとうございます。いまの資料1、検討会の位置づけについてですが、何かご質問は。

○炭田委員 1点は、この紙の中に、「遺伝資源の利用の監視」という言葉が出てきています。これについて申し上げたいのですが、「監視」という言葉は、英語原文の「モニタリング」、あるいは「モニターする」ということの日本語訳として使われたのだと思いますが、これは、今後の資料には、「監視」の後ろに括弧して、英語で「監視 (monitoring)」という添え書きをしていただきたいのです。それを希望します。

理由は、「監視」という日本語に相当する英語は、「サーベイランス (surveillance)」という言葉があります。昨日、オーストラリアのABS専門家と話をする機会があったのですが、monitorというのは、英語ではobserve(観察する)とか、状況をよく見て把握するとか、の意味であると聞きました。規制問題に絡んだ国際会議での議論では、科学技術を推進することをよしとする方と、別の考えの方が参加されておられる場合でも、「monitor」という言葉を使えば双方は円滑に納得しやすい。

Monitorの意味は「監視」という日本語の意味とは異なります。特に私が懸念するのは、COP10の国際交渉に参加していなくて、日本語資料で初めて名古屋議定書に接せられる方がたくさん日本におられるわけです。そうすると、日本語の「監視」という言葉だけが独り歩きする可能性があります。した

がって、必ず「監視」の後ろに括弧して、「監視 (monitoring)」と記述していただきたいと希望します。

同じように、CBDの公定訳では「利益配分」というのがあります。「利益配分」とは英語原文は profit sharing ではなくて benefit sharing です。多様性条約が発効してもう 19 年になりますけれども、いまだに我々のところに来る問い合わせには、利益配分を profit sharing と勘違いして理解したのが原因であり、当方で説明し直さなくてはならないという普及上の経験があります。こういう経緯もあり、特に「監視」の場合は、「監視 (monitoring)」と書いていただきたいと思います。

ちなみに、私どものほうから提出しました「名古屋議定書」と題する冊子は、2011 年 1 月 31 日という相当早い時期に出して、日本語と英語で対訳になっています。外務省仮訳が出るよりも前に出ましたので言語には若干違いがありますが、我々は、CBD 普及の経験を踏まえて、できるだけわかりやすく訳したつもりです。これは磯崎先生も目を通していただきました。これも皆様にご利用いただけたらと思います。

○磯崎座長 そのほか何か関連して。よろしいですか。

いまの論点は、実は昨年度の懇談会でも指摘がされていたところで、できるだけわかりやすくという趣旨でまとめていこうということになっていますので、これも事務局のほうで控えておいていただければと思います。

## 2) 名古屋議定書の概要と経緯について

○磯崎座長 そうしましたら、次の議題 2 ですが、資料 2~5 に基づいて、ちょっとそもそも論のところもありますけれども、説明をお願いします。

○辻田係長 生物多様性施策推進室の辻田と申します。それでは、私のほうから、資料 2 についてご説明いたします。

資料 2 は、名古屋議定書の概要を示したものになります。名古屋議定書の正式名称は、「遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書」となっております。「ABS」という言葉がよく使われておりますけれども、A は Access、B は利益を意味する Benefit、S は配分を意味する Sharing の頭文字となっています。

名古屋議定書についてご説明する前に、名古屋議定書の基礎となっている生物多様性条約の関連規定についてご紹介します。

条約では、3 番目の目的として遺伝資源の利用から生ずる利益の公正・衡平な利益配分を規定しています。また、ABS に関する基本的なルールを設定しています。具体的には、利用者一主に先進国企業等になるかと思えますけれども一は、提供国の「事前の情報に基づく同意 (PIC)」を取得し、提供者と「相互に合意する条件 (MAT)」一言いかえると契約になりますけれども一を設定した上で、遺伝資源を利用すること。そして、その商業的利用から生じた利益や研究成果を、MAT に基づいて提供国に配分すること、が定められています。

名古屋議定書は、条約で定められた基本的なルールの適正な実施を確保するための措置を規定して、提供国に対しては、アクセス手続の明確化を求めていまして、確実・明確・透明な法令等を整備して、PIC 証明書等を発給すること。また、それを条約のもとに設置されます ABS クリアリングハウスに通報すること。そして、遺伝資源に関連する伝統的知識の利用に関して、原住民社会や地域社会の同意・参加等を確保する適当な措置をとることを義務付けています。

一方、利用国に対しては、提供国法令等の遵守について求めていまして、自国の利用者が提供国法令等に従って PIC を取得して、MAT を設定した状態で遺伝資源を利用することとなるような措置をとる

こと。そして、遺伝資源に関連する伝統的知識の利用に関して、原住民等社会の同意・参加等を確保するための適切な措置をとることを規定しています。また、利用をモニタリングするチェックポイントを指定することとされています。

次に、資料3をごらんください。

資料3では、名古屋議定書に係るこれまでの経緯についてまとめています。まず、議定書はCOP10の最終日であります2010年10月29日に採択されました。その後、翌年2月2日から今年の2月1日まで署名が開放されていまして、日本を含む91カ国とEUが署名をしています。なお、議定書は、50カ国が議定書を締結した後、90日後に発効することとなっています。現在の締約国は、冒頭も話がありました、ガボン、ヨルダン、ルワンダ、セイシェル、メキシコの5カ国にとどまっています。愛知目標16では、2015年までに名古屋議定書を施行することと定められていまして、それまでの発効が求められています。

国内の動きですけれども、国内ではCOP10以降、議定書の締結に向けて、作業部会等における関係省庁による検討を行うとともに、関係業界、学术界、有識者の方や学識経験者で構成される懇談会を開催しまして、名古屋議定書に係る期待ですとか、ご懸念の声を伺ってまいりました。そしてこのたび検討会を開催するに至った次第です。

なお、日本の締結に関してですけれども、配布資料の説明の際に説明がありました、生物多様性国家戦略案において、愛知目標16を踏まえまして、日本の締結等の目標としては、可能な限り早期に締結をして、2015年までに議定書を国内で実施することと記載しております。

次に、資料4をごらんください。

名古屋議定書に関する国際動向についてですが、締約国と署名の結果については、先ほど申し上げたとおりです。1点補足しますと、締約国5カ国ございますが、メキシコ以外の4カ国は国内措置が未整備の状態です。また、メキシコも、提供国措置については既存の法律において規定があるのですけれども、利用国措置についてはこれから整備することとなっています。

主要な国の締結に向けた検討状況ですが、まずEUについては、COP12までの早い時期に締結することを、6月にありましたEUの環境相理事会で合意しています。

また、ノルウェーでは、すでにある法律で、提供国としての措置と利用国としての措置を規定しています。ただし、名古屋議定書に対応するため、既存の法律に基づく規則の制定が必要ということで、その作業が進められているところです。

次に、スイスは、既存の法律の改正によって、主に利用国措置を講じる予定です。改正案のパブリックコメントは9月6日まで実施されていまして、主に利用国措置と申しましたけれども、提供国措置についても、後々必要が生じれば講じることができるような規定も含まれています。

改正案の内容ですけれども、他国の遺伝資源を利用する者に、PICやMATのある状態で利用するよう注意義務を課すとともに、商業化前に国に届出をすることを義務づけています。また、未届けや虚偽の届出に対しては罰金を処することとしています。伝統的知識についても、遺伝資源に準ずる形で措置を適用すること、などが定められています。

締結は、早くて2013年秋の見込みということです。

次に、韓国ですけれども、公布中の新法（生物多様性の保全及び利用に関する法律）の中で、提供国としての措置を規定しています。この法律の中に根拠を置いて、別途ABS法の制定を政府内で検討しているところのようです。

私からの説明は以上です。

○山崎係長 続きまして、資料5についてご説明させていただきます。

昨年度の懇談会において、委員の皆様からいただいた主な意見について、ご紹介させていただきます。

1 ページ目は懇談会の内容ですので、省略させていただいて、2 ページ目からご説明させていただきます。

こちらにつきましては、後ほど委員の皆さんにご議論いただきます論点ごとに整理をしております。

まず、遵守に関する国内措置に関するご意見ですけれども、産業界の委員の方からは、企業活動が妨げられるような厳しい規制を避けるべき。また、学術関係の委員の方からは、自主的なガイドラインで運用するのが現実的、ですとか、手続を簡素化するべき、また、学術研究段階で十分対応していかなければその後の産業利用が難しいというご意見もございました。

次に、国内措置の適用範囲に関するご意見です。

適用の前提に関するご意見といたしましては、国内制度を有する国にのみ遵守措置を講ずる義務を負うというものがいいのではないかというご意見がありました。

適用の対象につきましては、遺伝資源の利用の定義を明確化するべき。また、複数の国にまたがる遺伝資源の利用や遺伝情報の利用、スクリーニングへの利用、コモディティに含まれる遺伝資源の利用など、そのような利用についての対象を明確にする必要があるというご意見。また、製薬業界や種苗業界の方からは、それぞれ業界に沿っての適用範囲についてご意見をいただいております。また、国内で購入した者や譲り受けた者について、どのように扱うべきか、注意するべきというご意見もございました。

チェックポイントに関するご意見といたしましては、取得した者が自発的にチェックポイントに情報提供することで、取得した者が提供国からクレームを受けた場合に、国が擁護するというようなメリットシステムを求めるご意見がございました。また、クリアリングハウスを通じて公開された情報から必要なものを利用するという情報収集で十分なのではないかというご意見がございました。

次のページに参りまして、遺伝資源等への主権の行使についてです。すなわち国内 PIC 制度のことですけれども、国内 PIC 制度が必要というご意見としましては、国益保護や企業の競争力を高める観点から必要というご意見がありました。また、不要というご意見としましては、いままで自由なアクセスでも支障がなかったことや、国内の研究者が規制された場合に研究に支障が生じてしまうというご意見がございました。また、漢方薬の立場からは、提供国の立場に日本もなり得るのではないかというご意見がございました。

そのほか国内利用者の能力構築に関するご意見といたしまして、普及啓発につきましては、政府による遺伝資源の取得に関する環境整備などの支援が必要。また、バイオ産業以外の業界に対する啓発や、研究者に対する普及啓発が必要というご意見がございました。

利用者の保護につきましては、ほかの国の政府からいわれのない不当な扱いを受けた場合に、政府が事実関係を明確にして、その企業を守ってほしいというご意見がございました。

以上でご説明を終わります。

○磯崎座長 ありがとうございます。いまの2~5の資料ですが、これらに関連して何かご意見は。

○炭田委員 まず、資料5の懇談会における主な意見というところで、「遺伝資源等への主権の行使」というので3点ぐらい書いてありますね。大分前ですけれども、この懇談会の議事録を読ませていただきました。最近記憶力が悪くなりつつありますので、間違っている可能性があるのですが、私の記憶では、前年度の2回の懇談会において、遺伝資源の主権の行使、つまり日本を提供国とみなしたときに、海外・国内等からの利用者による遺伝資源へのアクセスをどう規制するかという議論は、懇談会

の話題にはのぼらなかったと、思います。ここに書いてある部分は、懇談会の話題にのぼらなかったし、また、懇談会の議事録にもなかったように思う、ということを指摘させていただきたいと思います。チェックしていただければ、と思います。議事録に載っていないければ、この部分は、この文章からは削除したほうがよいと思います。この問題は、別の機会にたっぷり時間をとって議論をするべき非常に重要な議題だと思います。

第2点ですが、資料4の一番上のほうに、括弧書きで、「メキシコは提供国措置を既存の法律において規定しているが、利用国措置は未整備」という記載がありますが、実は、ICNP2(2012年インドで開催)のとき、私もこの点に関心がありましたので、メキシコのデリゲート(代表)にABS法をつくりましたかと聞いたら、いま審議中で、まだできていないとの返事でした。ここで既存の措置として規定しているというのはどういう意味か、ちょっとご説明いただけたらと思います。

○**辻田係長** 正確な法律名を失念してしまったのですけれども、資料としてそうしたものを拝見しまして、それに基づいて書いていたのですが、確認させていただきます。また別途ご連絡させていただければと思います。

○**磯崎座長** 最初の指摘のところですけども、独立のテーマで、これで議論はしていないかと思うのですが、私の記憶の中では、それぞれの委員が説明をしていた中で、このような国内のものについてどうかという意見も出ていたかと思います。それをこの項目としてまとめたのではないかと思うのですが、私はそういう理解です。

○**炭田委員** そうですか。

○**磯崎座長** 何か事務局からありますか。

○**中澤課長補佐** 再度、これまでの懇談会の中身を確認させていただきます。

○**磯崎座長** そのほか、委員の方で、あるいは、昨年度の懇談会にも出席していた方で、ご意見がありましたら。

ほかはよろしいですか。

(なし)

○**磯崎座長** はい。

### 3) 検討会の進め方について

○**磯崎座長** そうしましたら、次の議題3になります。この検討会の進め方について、資料6になります。

それでは、山崎さん、お願いいたします。

○**山崎係長** それでは、資料6についてご説明させていただきます。検討会の進め方についてですけども、まず1番目に、名古屋議定書を締結する意義を整理いたしました。

一つ目、名古屋議定書第1条に規定する、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分及び生物多様性の保全及びその構成要素の持続可能な利用に貢献するという目的の達成に資すること。

2点目が、遺伝資源の提供国からの信頼を確保し、国内の利用者による遺伝資源の円滑な取得に貢献すること。

3点目が、バイオパイラシーなどに関するいわれのない非難や提供国のABS法令等の意図しない不遵守を防止し、日本の遺伝資源関連のビジネスや研究活動の進展に資すること。

最後に、生物多様性条約の締約国として、さらにCOP10の議長国として、国際的な責任を果たすこと、でございます。

それを踏まえまして、2番の検討会の進め方でございますけれども、2ページ目と3ページ目に、名古屋議定書の締約国の対応が必要とされる規定を整理しておりますが、これらのうち、名古屋議定書を早期に締結することを目指しまして、特に重要と考えられる第6条の国内の遺伝資源へのアクセスに関する事項、また、15～17条の提供国のABS国内法令等の遵守に関する事項について、国内措置のあり方を中心に検討を進めたいと考えております。

また、他国の動きについても、重要な参考情報とするために、10月にインドで開催されるCOP11の結果を踏まえて、3回目以降の検討会スケジュールを調整することといたします。

具体的なスケジュールですけれども、1回目の検討会では、国内措置のあり方に関する論点をご議論いただきまして、9月の2回目の検討会では、その論点の整理をしたいと考えております。COP11を踏まえて、3回目の検討会以降を調整いたしたいと思っております。

以上でご説明を終わります。

○磯崎座長 この資料6、特に最初のページですが、これについて何かございますでしょうか。

特に最初の項目ですが、1番で、名古屋議定書に対する位置づけですが、この位置づけの上に、それに資するような形でこの検討会を設置して、検討するということになります。

よろしいですか。

○藤井委員 やや細かな話になってしまうかもしれませんが、この検討会を進める上で、昨年度の懇談会でもいろいろ意見が出ていたかと思うのですが、例えば遺伝資源とは何か。特にここでいう利益配分の対象となる遺伝資源とは何かとか、あるいは、遺伝資源の利用とは何かとか、そのあたりをどこらあたりで検討しようと考えられているのでしょうか。そこが、委員の皆さんがある程度一致していないと、たぶんまとまらないのではないかと危惧しておりますので、どのあたりで検討されるか、確認させていただきたいと思っております。

○磯崎座長 それは後で資料7で、この検討会での主要論点で、後半の2時間近くと言ったのがその議論に当たりますけれども、資料7に書かれていない論点というのがあれば、それを出していただくのも、今日のこれからの目的になりますので、そこで議論をしていただければと思います。

そのほか、よろしいでしょうか。

○二村委員 資料6の1番の一番下の、「締約国として、さらにCOP10議長国として、国際的な責任を果たすこと」というのが、名古屋議定書締結の意義であると。その下の検討会の進め方の中にも、「早期に締結することを目指し、」というふうにあります。ですので、もちろん名古屋議定書自体が、日本が議長国としての提案で出たものですから、一般の方々は、日本はもうとにかく批准することというのを、下手すれば一番先にすべきなのではないかというふうに考えているのではないかと思います。

実際は、いろんな事情があつて、まず国内措置のほうをしっかりとまとめてということなのだと思うのですが、いま、資料4でご説明いただいた、すでに批准している5カ国は、ちょっと大雑把な言い方をすると、ほとんどが国内措置をしっかりとまとめずに批准しているということだと思います。

ということは、国内措置をしっかりとまとめているということが批准の条件ではないということだと思うんですね。日本がもし国内措置をしっかりとまとめて整備した上でないと批准できないというのは、どういうことなのかなというのが、どうしても頭に浮かんでくるんですね。批准をしてしまうと、もう国内で実際にそれを運用していかないといけないのかという問題、つまり、批准国が50カ国批准してから90日後に発効するという決まりがありますので、いま5カ国批准しているだけですから、仮に日本が批准しても6カ国ですから、それから、いまご説明いただいたEUとかノルウェーとかスイスというのも、早くて2013年秋とかいうことなので、これは当分発効しないのではないかとこのように

も考えられるわけです。

ということで、なぜ、すみません、そもそも論になってしまいますけれども、国内措置が未整備なので批准しないという方向になってしまっているのかなというのを、どなたかご説明いただけたらというふうに思います。

○中澤課長補佐 国際条約、それから国際的な約束を日本で適用するということについて、それぞれ国の考え方で締結をすることになるのですけれども、日本に関して言いますと、その締結に関しては、まず国会の承認、または閣議等で決める、そういった手続が必要になってきます。その際に、国として、この議定書、もしくは条約といったものについて、きちんと約束を果たせるかどうか、そういうことの審査をきちんとしてから締結する、それが国内のこういった国際条約の締結の手続になっておりまして、こういった方式については、ほとんどの先進国でもそういった対応になっているということでございます。

ですから、途上国の場合は、まず意気込みを見せるために、締結をして、それから国内制度が後からついてくるといったこともどうもあるようですけれども、日本では、これまでもそういった進め方で締結をしているということになると思います。

○磯崎座長 国際法上、条約や議定書の批准はそれぞれの国に任されていて、条約や議定書それ自体の中には、特別な場合を除いて、批准の際の条件とかというのはつけられていない。名古屋議定書も同様ですので、各国に任されています。いま中澤さんからお話があったように、日本の場合は、外交政策として、基本的にいまのような体制をとっているということですね。

ただ、もう一点、二村さんから最後で触れていたように、どうせ発効するまで何年もかかるんだから、批准しておいても、すぐには義務がかからない。その間に国内措置を詰めればいけないか、というのがあるかと思いますが、これもやはりそれぞれの国が、もし急に締約国数が増えて、発効してしまった場合の危険性を考えるかどうかで、これもそれぞれの国が決めることになっていますので、おそらく日本は、そういう不確定な場合で、発効しない期待ができるからといって、早めに批准というのはしないのだろうと思います。

そのほか、いかがですか。よろしいですか。

(なし)

○磯崎座長 ここも、さっき炭田さんから指摘があった検討会の進め方、1 ページ目の真ん中の 17 条の「監視」ですね。この言葉は、さっきの意味を含めて考えておくということです。

#### 4) 国内措置のあり方に関する論点について

○磯崎座長 そうしましたら、すでに一部少し議論が出ていましたけれども、今日の一番主要な議題です。資料 7 に基づいて、議題 4 です。

先ほども少し触れましたけれども、すべてをこの主要論点で網羅しているわけではありませんので、もしここに挙げられていない論点で、必要なものがあれば、それも審議していく中で出していただければと思います。

それでは、まず事務局から、資料 7 について説明をお願いします。

○山崎係長 それでは、資料 7 についてご説明させていただきます。

国内措置のあり方に関する論点ですけれども、こちらの表は、論点を全部で六つに分けて書いております。また、右側の欄のところには、議定書の参考条文を記載しております。

まず、論点一つ目ですけれども、遵守に関する国内措置についてでございます。

例えば、他の締約国の ABS 法令等に従い、PIC により取得され、MAT が設定されていることとなるような、適当で効果的な、かつ均衡のとれた立法上、行政上又は政策上の措置として、適正に利用する者に不合理な負担がかからないように留意しながらも、議定書の規定を十分に満たすような措置とはどのような仕組みか、という点でございます。

次に、2 点目の論点でございます。遵守に関する国内措置の適用の範囲です。これは四つに分けております。

まず 1 点目ですけれども、適用の前提についてでございます。

例えば、遵守に関する措置を実施するためには、提供国において PIC の発給が制度化されており、MAT が成立していることが前提となるのではないかと。即ち、提供国のアクセス制度に法的な確実性、明確性、透明性が与えられて実施されていることが必要ではないかと。また、ABS クリアリングハウスに提供国の制度が提供されている必要があるのではないかと。

2 番目に、適用の時期についてです。

例えば、遵守に関する措置の適用時期は、議定書が発効して、我が国の国内措置が実施された以降にアクセスする遺伝資源になるのではないのでしょうか。

次に、3 番目の適用の対象についてです。

例えば、遵守に関する措置の適用対象は、提供国から直接取得した遺伝資源以外のもの、例えば第三者へ譲渡されたものなどや、遺伝資源の利用以外の目的で入手したもの（コモディティなど）を、遺伝資源の利用として用いる場合は対象になるのかどうかということがございます。

また、4 番目にその他としまして、商業的な利用と非商業的な、例えば学術利用などといった利用への対応についてはどのように扱うか。また、MAT が設定されていることを遵守するのみならず、MAT の内容に関する遵守への関与についてはどう扱うか。また、食料及び農業のための植物遺伝資源についてはどのように扱うかということがございます。

次のページに参りまして、3 番目の論点として、チェックポイントに関することがございます。

すみません、「利用の監視」と書いておりました。チェックポイントでの遺伝資源のモニタリングについてです。

例えば、適正に利用する者に不合理な負担がかからないように留意し、議定書の規定を十分に満たす、遺伝資源の利用のモニタリング及び透明性を高める措置とはどのような仕組みか。

2 番目に、情報の収集と提供といたしまして、例えば、チェックポイントではどのような情報をどのように収集し、また、透明性を高めるためにどのような措置を行うべきか。

4 番目の論点といたしまして、不履行の状況への効果的な対処についてでございます。

1 つ目に遵守ですけれども、例えば、遵守に関する措置の不履行の状況について、立法上、行政上又は政策上、どのような仕組みにより対処することが、適当で効果的で均衡のとれたものとなるか。

また、2 番目にチェックポイントからの情報要求ですけれども、例えば、チェックポイントからの情報要求に関する不履行の状況について、どのような仕組みにより対処することが、適当で効果的で均衡のとれたものになるか、ということでございます。

次に、5 番目の論点ですけれども、遺伝資源等への主権の行使の必要性についてでございます。

議定書の第 6 条は締約国が別段の決定を行う場合には国内 PIC 制度を設けないことができると規定しておりますが、国内 PIC 制度を我が国に導入すべきかどうかということでございます。

例えば、国内 PIC 制度を設けた場合のメリットやデメリットにはどのようなものがあるか。また、制度的な検討課題にはどのようなものがあるか、ということでございます。

6番目に、その他の論点といたしまして、まず、国内の利用者は、自らどのような対応をとるべきか。二つ目に、そのほかの遺伝資源等の適正な利用を推進するようなものがあれば、論点にしたいと思います。また、3番目に、遺伝資源の利用者へのABS制度を周知したり普及啓発するためにはどのように推進すべきかということがございます。

以上でご説明を終わります。

○磯崎座長 ありがとうございます。最初ですが、議論そのものではなくて、この資料7の項目立て、あるいはその位置づけなどについて、質問がございましたら、7に関する質問ということで時間を設けたいと思います。それぞれの論点の具体的な中身についての議論は、この後ちょっと休憩をとりますが、その後で行いたいと思いますので、いまの時点で、まず質問がございましたらお願いいたします。

○炭田委員 いまの中で、6のその他というのがありますね。その他には、「ABS制度の周知と普及啓発」をどのように推進すべきか、が含まれています。

私が申し上げたいのは、ABS制度の周知と普及啓発のランク付けが低すぎるのではないかと、思うのです。一番重要なのは、ABSの国際ルールがあることを社会に広く知らしめることではないかと、思うのです。それを知れば、人はそれを守ろうと思う、そういう順序でものごとは進むと思うのです。

だから、普及啓発というのは真っ先にやるべきことだと思います。日本人は勤勉で律儀な民族ですから、政府の筋からそう言われると、大抵の人は守ると思います。

私どもは、経済産業省の事業として、1998年ぐらいからずっとCBDの普及啓発に努めてきました。後でまたご説明しますが、特に2005年からは、経済産業省のガイドラインである「アクセス手引」を全国行脚して、システマティックに実施しています。いままでに100回ぐらいの公開セミナーをやりました。それだけやっても、時々、非常に初歩的なことしかご存じない方もおられます。ABSのルールを知らなければ、悪いことをしているとは思わないで、結果的には、国際ルールに従っていないということは起こり得るわけです。

それで一番重要なのは、「ABS制度の周知と普及啓発」をまず真っ先に実施するべきです。ですから、なぜ6番の「その他」というところに置かれたのか、そこをご説明していただきたいと思います。

○中澤課長補佐 いま、炭田委員からご指摘があった普及啓発は、JBAさんがABSということについて非常に地道にこれまで活動をされてきて、国内でいろいろ普及されているということに対しては、大変敬服するところでございます。

それで、まず資料1なんですけれども、「名古屋議定書に係る国内措置のあり方検討会」について、ここで、検討事項としては大きく四つ挙げておまして、普及啓発に関する事項、これも、私ども、非常に重要な事項として考えている。ですから、その主な検討事項の四つの中にはきちんと入れさせていただいているということです。

それで、次に資料6の「検討会の進め方」ですけれども、2番目に、検討会の進め方について書かせていただいています。「名古屋議定書を早期に締結することを目指し、」ということで、まず私どものほうとして、特に義務規定として必要なこと、ここに書かれているような、6条、15条、16条、17条、まずこれを中心と考えたい。これを検討会の進め方で、もう少し、我々、強調してご説明するべきだったかもしれませんけれども、こういったことで、私どもとしては考えています。

ただし、その普及啓発は非常に重要なことなので、これについても論点として、検討事項としてぜひご議論いただきたいと思います。

ご参考までなんですけれども、資料6を1枚めくっていただくと、別紙ということで、「名古屋議定書の締約国の対応が必要とされる規定」。何らか締約国が措置しなさいという規定がこれだけございま

す。普及啓発に関する事項についても、例えば 21 条ですとか、能力養成、これは途上国でございますが、条文の中に書いてある。それぞれ義務規定で、締約国においてとらなければいけない。これは環境省のほうで整理したものなので、まだ、抜け落ちとか、これはいいんじゃないかということがあるかもしれませんが、その中で整理させていただいて、私どもとして、検討の進め方、資料 6 で書かせていただいたとおり、条文でいいますと、6、15、16、17 についてを中心に、ただ、普及啓発も非常に重要なことだと思っていますので、ぜひ、それについてはご意見をいただきたいと思っています。

○磯崎座長 よろしいですか。

いまの点ですが、炭田さんが触れていたことは二つ含まれていて、生物多様性条約、15 条との関連、あるいは、条約全体との関連での普及啓発という点と、それから名古屋議定書に絞っての普及啓発という点と、両方あります。資料 7 では、後者のほうについて、一般的にそんなに変わらないのですが、特に変わるのが、17 条が求めるチェックポイントとモニタリングという観点で、外国の法令、その他に遵守しているかどうかを、日本が国内でチェックポイントを通じてモニタリングを行うという、その点が上乘せされるので、それについての普及啓発を十分行う、そういう観点でこの「その他」——「その他」という名前がいけないのかもしれないですが、そういう位置づけで、条約自身との関連では、いろいろすでに十分行っているし、その上乘せでやることで、利用者、その他が上乘せ分についてどうやって普及啓発をしていくかという、そういう整理でいいのではないかと思います。

そのほか、資料 7 について、いかがですか。

この時点で項目立てなどについて質問がなければ。

(なし)

○磯崎座長 そうすると、欠席の委員の方からの関連する意見を紹介していただいた後で、それを含めて、少し考えていただく時間がとれるかと思えます。

それでは、それら意見についてお願いします。

○山崎係長 委員の皆様のお手元に、国立遺伝学研究所の鈴木（睦）委員からのご意見をお配りしております。鈴木（睦）委員からの意見につきまして、主なものをご紹介します。資料 7 の論点別にご紹介させていただきます。

まず (1) の遵守に関する国内措置につきましては、遺伝資源の範囲が不明瞭であることと、あと、多くの提供国において名古屋議定書の対応がまだ十分に進んでいないことから、法律ではなくて、柔軟性のあるガイドラインが望ましいのではないか、というご意見がございました。

また、(2) 番目の遵守に関する国内措置の適用の範囲につきましては、この 4 番目の商業的な利用と非商業的な利用への対応のところに関係するご意見といたしまして、学術研究に関する配慮が特に必要だというご意見でした。特に学術研究につきましては、非金銭的な利益とされている学術研究論文の公表や、資源国の科学ポテンシャルの向上に尽力するのが利益配分になると明記すべきである、というご意見がございました。

また、(3) 番目のチェックポイントに関するところのご意見ですけれども、チェックポイントへの届け出は必要最小限のものにすべきであること、また、契約の内容や研究情報などの秘密情報は非公開にすべきことが望ましい、というご意見がございました。

最後に、(5) の遺伝資源等への主権の行使の必要性に関係するご意見ですけれども、国内 PIC につきましては、研究分野では、海外とのサンプルとのやりとりを迅速に行うべきであることなどを理由に、学術研究分野においては、国内 PIC 制度の必要性は感じないというご意見です。

以上で、簡単ですが、ご説明させていただきました。詳しくはお手元のご意見のほうをごらんいただ

ければと思います。

○磯崎座長 ありがとうございます

休憩の前に、何か気がつかれたことがございましたら。

よろしいですか。

(はい)

○磯崎座長 そうしましたら、資料 7、あるいは、いまの鈴木（睦）委員からの意見など、ちょっと細かく多岐にわたるところがありますので、ここで 10 分間休憩をとりたいと思います。2 時 45 分から、資料 7 でそれぞれの項目ごとに議論をしていきたいと思います。

それでは、10 分間休憩をいたします。

午後 2 時 35 分 休憩

午後 2 時 45 分 再開

○磯崎座長 それでは、10 分間過ぎましたので、議事に入ろうと思います。

資料 7 に基づいてですが、項目ごとに、まず見ていこうと思いますが、それでよろしいでしょうか。

○小幡委員 すみません、項目ごとに入る前に、遺伝資源の定義というのはどうなっているかということ、各国の考え、我が国の考えというのをご紹介いただかないと、いろんな議論をしても、最後になって、私たちは何を話しているのかということが不明確になってくると思います。遺伝資源の定義がどういう理解をされていて、いまからどう理解すればいいのかということ、前回の委員会、または環境省のほうからご紹介いただければと思います。コンセンサスがあるのか、ないのかも含めて。よろしくをお願いします。

○磯崎座長 そこは事務局からお願いします。

○中澤課長補佐 いま、この検討会の議論の前提は、すべて条約もしくは議定書の定義を前提に議論を進めていただきたいということで考えています。ですから、いまご指摘のあった遺伝資源というのは、条約の 2 条にございますけれども、「現実の又は潜在的な価値を有する遺伝素材をいう」と。では遺伝素材は何かというと、遺伝の機能的な単位を有する植物、動物、微生物その他に由来する素材をいう、ということでございまして、条約は 93 年に発効して、もう 20 年がたとうとしている。こういった、これまで条約で使われてきた定義、これをもとに議論をしていただきたい。

ただ、その解釈の話というのはまたいろいろとあるかもしれません。ただ、定義としては、これを前提にご議論をいただきたいということです。

それから、もう一つ、名古屋議定書を議論する際によく議論になるのが、遺伝資源の利用——遺伝資源なのか、その利用なのか。これまで私どもの理解では、「遺伝資源の利用」という単位で言葉を切ったほうがいいのではないかとことを伺っています。

遺伝資源の利用というのは、議定書にございます、研究と開発というようなことがございますので、それを前提にこの場ではご議論をいただきたいというふうに考えております。

○小幡委員 派生物はどのような理解になっているのでしょうか。

○中澤課長補佐 派生物につきましては、これも議定書にございますけれども、「生物資源又は遺伝資源の遺伝的な発現又は代謝の結果として生じる生化学的化合物」、そういったようなことが書いてございます。ですから、この場でのご議論というのは、繰り返しになりますけれども、条約と議定書で用いられている定義というものを念頭に置いてご議論をいただきたいというふうに私どもは考えています。

○小幡委員 派生物の定義はわかったのですが、それに関する所有権の問題というのはさまざまな解釈があると思うのですが、今回はどのように解釈すればいいのでしょうか。

いろいろな主張があるんですね。単にそのものからいろいろなものを抽出した、または掛け合わせた、遺伝子を導入した、さまざまな派生物が存在します。それは現在でも、生物の研究材料の取引のときにはいろいろ問題になる点です。

ですから、今回の議論ではどのように、ここでは議論して、また、これを締結する場合は、締約国同士でそういうコンセンサスが得られるのかというのを、ちょっとお教えいただきたいと思います。

○中澤課長補佐 繰り返しになって恐縮ですけれども、派生物につきまして、定義としては、この議定書の 2 条 (e) にある定義、これを使うことになるのではないかと考えています。

いまのご指摘というのは、実際にその利用する場面に、それをどのように解釈するかということなのかもしれませんけれども、それにつきましては、派生物というのが、実際の現場で、今回の議論の中で、どの場面で、どのようなところで論点になるか、そういうことを踏まえて整理していくものではないかと思っております。少なくともその定義については、この議定書の定義をベースにしてご議論いただいて、この派生物というものが、先ほど私どもが整理した論点ペーパーの、このところこういう論点があるというところでご議論いただいて、それでまた、それをもとに、私どものほうで、または、この議論の中で整理をすると、そういうような形になるのではないかと考えています。

○炭田委員 議論を始める前に、頭の整理に役立てばと思って私の方から提出しました資料：「名古屋議定書を理解するための図」という横長の紙をご覧ください。

多様性条約を大きな円にしたら、名古屋議定書は小さい円となります。生物多様性条約加盟国は 193 カ国ですけれども、名古屋議定書（未発効）はいまのところ批准しているのは 5 カ国です。国内法については多様性条約では「国内立法に従う」とありますが、名古屋議定書では、「ABS 国内立法または規制要件に従う」とあり、ABS と特定しているところが違います。

それから、3 ページ目です。国内法の範囲という絵が描いてあります。実はこれは磯崎先生が書かれた本から引用させて頂きました。これは法律家でない者にとってわかりやすいので、これで説明させてください。ABS 国内法の域外適用とは、主権国家である提供国の国内法を、主権国家である利用国に適用するという、通常にはおこらない（異常な）ことです。

提供国の ABS 国内法の範囲をパイプの太さで表した場合、パイプが利用国に至る過程で、方々にある関所によって、だんだんパイプの太さが狭められていって、利用国内の国内遵守措置のところでは相当狭くなり得ることを示しています。その理由は、名古屋議定書のいろいろな条項の中に、パイプを狭め得る規定がされているからです。利用国は、主権国家としての裁量権を行使してパイプを狭くすることができます。名古屋議定書の構造がそうなっているのです。

日本人は一般に謙虚で相手に敬意を表する国民と思いますが、この域外適用に関しては、日本政府が裁量権を行使できることが名古屋議定書の中に組み込まれているということを申し上げたいと思います。どのくらい裁量権を発揮するのが適切かということは、世界の各国が検討中というところだと思います。

議定書の文言をどう解釈するかというのは、非常に法的な問題です。IUCN の名古屋議定書に関する解説書（Explanatory note）のドラフト版が出ていますが、COP11 までに完成するはずで、これを熟読すれば、大局観をつかむ上で役立つと思われます。

ABS マネジメントツールという、これはスイスの環境省が外部委託により作成した最新版が出ていますが、これも参考になるかもしれません。

それから、聞くところによると、EU の COP10 の交渉担当官であった法律家が、今年の年末までに名古屋議定書の解説書を出すそうです。

そういうものを読むと、だんだんと国際相場観をつかむのに役立つのではないかと思います。それには時間が必要ですが、我々は、国際動向をきちっと把握する必要があると思います。

○藤井委員 製薬会社というのは、いま現在、もうすでに CBD の考え方を尊重して対応していると考えています。必ずしも、形式上ですけど、PIC とか MAT とかという形をとってなくても、ちゃんと事前同意をとって、利益配分ということもきちっと契約を結んでやっていると。我々は、遺伝資源はこういうものだ、遺伝資源の利用というのはこういうものだというを前提として、もういま現在きっちりやっていると、そういうふうに自信を持って言えます。

ですから、そこから外れたような考え方をここで持ってこられると、正直言って困ってしまいますので、そういう意味で、冒頭に、遺伝資源とは何か、遺伝資源の利用とは何かということを決める必要があるのではないですかと、ほかの方から出ましたけれども、それをきっちり決めた上でやっていく必要がある。議定書の文字からでは何とでも解釈できちゃうので、我々、もうちょっときっちりとした、例えば、今日、日漢協の方が資料を持ってきていただいていますけれども、例えばこの中でどれが、ここでいう遺伝資源に該当するものなのかとか、そういうことをちゃんとコンセンサスを得た上で議論を進めるべきではないのかなと考えます。

○磯崎座長 藤井さんの場合、具体的には、例えばどのように。

○藤井委員 例えば、よく、昨年度の懇談会でも出てきたんですけど、コモディティは、当然それは対象外ですし、名古屋議定書発効前のものも、当然それはまず対象外だろうというふうに考えています。そうしますと、普通に考えると、圧倒的多数のものというのは、遺伝資源、例えば土からとってきたときに、その遺伝資源としての価値がわからないものをもってきて、後から研究した結果、ものすごく価値があるとわかって、それによって利益を得たときに、利益配分の対象だろうというふうに考えています。

あと、利用についてですけど、我々は、やっぱり法的安定性というものを非常に求めています。法的安定性がなければ、企業は事業計画を立てられません。そういう意味では、利用って何なのだろうという、例えば特許の考え方が一番すんなりするのかな、参考とすべきものなのかなというふうに思います。例えばそれは、特許で言いますと、どなたかが A という権利を持っています。A というアイデアに基づいた権利を持っているとき、それをヒントにして、我々は B というものを見出して、それで商売をするときに、じゃ、利用関係か。これは利用関係と言わないんですよ。A をそのまま使えば、もちろん利用です。A+B で売っていたら利用ですけど、B だけでやったら利用とは普通言わないです。

ですから、そういう意味で、派生物というのは、その事業において利用ということにはならない。研究過程で利用しているということにはなるかもしれないので、その研究開発費が、例えばこれを使うことでものすごく安くなったと、そういう事情があれば、そういうのを考慮して利益配分というのはあり得るかなと思っていますけれども、製品の利益に基づくというのは、少し筋が通らないだろう。

もちろん、名古屋議定書の中では、MAT がかなり自由度がありますので、先方と話をする間に、最終的に製品の利益から、それをヒントにして製品を得た場合に、少し利益を払うという、そういう契約だってもちろんあり得ると思いますけれども、それは利用関係でない。研究開発で使っただけだと。製品については利用関係にないということを前提として、適切な利益配分を考える、というふうに考えています。

いまざっと思いつくのはそんなところですよ。

○磯崎座長 その場合、資料 7 の (2) で、定義の問題というよりは、適用というので、適用の②や③ですね。先ほど触れられた、議定書が発効して以降のものである、あるいは、当初予定していなかった

もの、または、一般食品、商品として流通している品物、それらは適用から外すという考え方で、定義で考えるというよりは、適用対象のところで考えるという、そこでカバーできるのかどうか。

それから、二つ目の論点なのですが、派生物について、議定書は、ある意味で介入しない。それぞれが、提供者との間の契約の中で、何まで含めるかは当事者で決めればよい。もし、遺伝的機能単位を含んでいない、単なる化学物質のようなもの、それも含んで利益配分にするという契約を結ぶのであれば、それはそれで構わない。ただし、議定書がそれを義務づけるとか、議定書が派生物まで必ず含むとかということにはしない、という理解なので、議定書に基づく国内措置を考えるときに、派生物がどうかあるかを考えなくてもいいのではないかと、というのがこの資料 7 の整理だと思うのですが、その点はどうですか。それでカバーされている。

○藤井委員 先生のおっしゃるとおりに、遺伝資源という定義でなくても、遺伝資源の適用という、そういう利益というのでも、明確になれば構わないかなとは思いますが。

○磯崎座長 それで、先ほどの、何を対象にするかというときに、「遺伝資源」という言葉で何を考えているかというよりは、遺伝資源や派生物という定義は、条約と議定書の定義で、その範囲のうち、ここで検討するとき、あるいは、日本が国内措置を考えるときに、何を対象にするか。あるいは、そこから何を外すかという議論で行けるのではないかと、ということなのですが、それで……。

○小幡委員 1 点だけ確認させていただきたいのですけれども、提供国の遺伝資源の理解というのは、さまざまなものが想定されると思います。いろいろなものまで含む場合と、本当に狭い範囲のもの。そうすると、我々は、国内の措置を考えるときは、国内でどこまで許容できるかということを考えればよいんですか、この委員会では。

そうでないと、多種多様の相手国の主張というのものもあるわけですから、それを全部カバーするというのは不可能であって、それをやるべきではないと思うんですけれども、その辺の考え方を教えてください。

○磯崎座長 事務局からでもいいのかもしれないのですが、前の議論にあったように、もしそれが契約の中の話である場合は、普通の契約と同じように、契約当事者間で解決することであって、もし、契約相手方が膨大なもの、あるいは非常にたくさんものを持ち出してきたときに、それは契約するかどうかというレベルの話。

次に、派生物や遡及適用を含めて、提供国の国内法がもし派生物についてまで法律の中で書いていたり、遡及適用を法律の中で書いていたり、生物多様性条約、名古屋議定書との関係では、それぞれの国は国内法で、一般的国際法に反しない限り決めることができますので、範囲を特定した ABS 国内法を持つ可能性はあります。

そのときに、先ほどと同じように、国内措置を考えるときに、日本としては、遡及適用に関する条文があるときには、それをどう考えるのか。これは、後ろの (2) の 2 番の話になります。

あるいは、コモディティであっても、後で遺伝資源利用するときには法律違反になるんだというようなことが書かれているときに、そういうときにどういう対応をするか、これも (2) の③であったり、そういう形で、それぞれの国がどんな国内法をつくるかわからないですけれども、それに対して、日本としてどんな国内措置を考えるかという、そのときに議論ができるかと思えます。

○炭田委員 「遺伝資源の利用」をモニタリングする方法について、これまでに議論しているアプローチとは違ったアプローチもあり得る。私はそれを主張しているわけではないですが。

第 6 条第 1 項に、遺伝資源を利用するためにアクセスする場合は PIC をとらなくちゃいけないと書いてある。また、政府が PIC を発出したら、条約事務局の ABS クリアリングハウス (ABS-CH) に載せ

ることになっています。だから、ABS-CHをモニターすれば、各国はPIC取得状態（つまり、「遺伝資源の利用」の状態）を把握できるということになる。

そういうふうに考えたら、遺伝資源の定義云々とか、利用の定義云々がなくても、ABS-CHを通じて国際的に認知された証明書の状況さえ把握しておけば、提供国に対しては、あなたの国の遺伝資源の利用に関する状況はモニターしていますと言えるかもしれない。

とにかく、解釈が非常に不透明な中で議論が始まろうとしているので、解釈の仕方をいろいろ工夫して、一步一步進めることが必要だと思います。

**○磯崎座長** いまの最初の論点のところは、炭田さんが途中で触れていたもう一つのやり方ということでもありますけれども、定義というよりは、適用の対象範囲の(2)のところカバーできるという理解で進めてよろしいでしょうか。

(はい)

**○磯崎座長** それでは、まず最初ですが、(1)番の名古屋議定書の15条と16条、それぞれ1項が書いていることですが、これはすぐに答えが出るというより、要するに、これを議論するために、(2)から先が具体的中身を書いているということですが、ベースとして、この(1)を考える。あるいは、この(1)の文章の中に、もうちょっと何か入れる必要があるのかどうか。一番ベースになる基本的、概略的考えとして、この(1)でいいかどうかですが、いかがでしょうか。

基本的な文章構造は、15条、16条の1項に書かれている事柄ですね。後半のほうで、利用者に対する不合理な負担がかからないということを挙げています。

それでは、この(1)のような基本方針で検討をするということで、それでは、具体的に、これまで議論にすでに入っていた事柄ですが、国内措置で何を対象に考えるかということですね。

①は、この前提になる国内措置を日本がとる場合の前提として、具体的には、第6条、第7条にある提供国自身の制度とのかかわりで書かれていますが、ここの点についてはいかがですか。

ここはよろしいですか。さっき、これも炭田さんからの指摘があったように、クリアリングハウスにそのような情報が出されるはずであり、あるいは、出されるように——クリアリングハウスのメカニズム自体もまだ議論の途中ではあるのですけれども、そこをクリアリングハウス制度と関連させて情報の確実性、あるいは情報ソースをそこへ求めるという、そのような考え方です。

**○二村委員** これは質問なんですけれども、適用の前提に、「提供国においてPICの発給が制度化され、」という言葉がありますけれども、制度化されていないところのものについては対象外とするという考え方ですか。

制度化されているところはほとんどないですね。そうすると、あまり意味のないことになりはしないのかなという、ちょっと懸念があるんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

**○磯崎座長** すごい法律形式論で言うと、これは先ほどから何回か紹介があったように、議定書の条文が出ていますね、6条1項、資料7の2枚目から3枚目にかけてですが、議定書の6条1項は、生物多様性条約の15条1項と15条5項の内容と全く同じです。つまり、遺伝資源に関しては、それぞれの国が主権的権利を有する。主権的権利を有するということは、何でも決められる。条約や議定書は、それぞれの国に対して口出しをしないということです。それぞれの国は決められる。まず一番最初が、遺伝資源に対して、法律規制をするかどうかを決められる。法律規制をする場合は、PIC制度をとるかどうかが決められる、ということです。

法律論、形式論から言えば、PIC制度がないということは、PIC制度にかかわる国内法はあるけど、PIC制度をその国がとらなかった。あるいは、もう一つ前で、その国は主権の行使として、遺伝資源に

関する法制度を欲していないから、法制度そのものをつくっていない、のどちらかになるので、権利を与えているにもかかわらず、それぞれの国が権利行使をしていない場合は、ほかの国や国際社会はそれに対しては対応のしようがない、というのが形式的、法的考えです。

ただ、いま二村さんが触れたように、開発途上国や NGO の多くが指摘するのですが、本当は法律をつくりたいし、法律をつくるつもりだけど、どういう法律をつくっていいかわからないから法律ができない、という国が多いのではないかと。自分で選んで、つくらないほうを選んだ、あるいは、法律はつくったけど PIC はとらないという決定をしたのではなくて、そもそも何にもわからないからできていない。本当はやりたい。そういう国を救済しなくていいのかという議論が片方あります。

○炭田委員 二村さんが言われることはよくわかるんですけど、私から提出した資料の裏のほうをごらんください。これを用いてご説明します。

左側の図、「生物多様性条約」という大きな円があって、中に「名古屋議定書」という小さい円がありますね。生物多様性条約のもとでも、国内遵守措置は推奨されています。「ボン・ガイドライン」の利用国の責任というセクションに記載されています。ただし、今回の検討会は、名古屋議定書のもとの国内遵守制度というのを議論しているのです。これは多様性条約のもとの遵守措置とは一段違った面があります。それは、利用国政府が国内にチェックポイントを設けて、何らかの措置を実施する点です。建物に例えれば、多様性条約が 1 階でそこに「ボン・ガイドライン」に基づく国内遵守措置がある。次に名古屋議定書が 2 階にあり、その遵守措置についてこの委員会では議論をしている。

二村さんのご質問で、「国内法がなかったらどうなのか」については、「(国内法が) なければ名古屋議定書に基づく利用国の国内遵守制度の対象にはならない」ということだと思います。ただし、その提供国が多様性条約の加盟国であれば、多様性条約のもとの自発的な遵守措置の対象にはなり得る。

後でまたじっくりご説明しますが、我が国の経済産業省によるガイドラインに「アクセス手引」というのがあります。この「アクセス手引」というのは、一言でいうと、ボン・ガイドラインの利用国の責任というところにフォーカスして、我が国を利用国とみなしたときに、提供国の国内法の遵守と CBD の原則を尊重しましょうということを示したガイドラインです。

ですから、名古屋議定書に加盟していない国の場合でも、多様性条約上の国内遵守措置は、このガイドラインを使えば、ちゃんと適用されるのです。我が国はすでに 8 年以上、システムティックにそれを実施しているのです。

何年前ですが、ノルウェーが主催したワークショップで、IUCN の元法律家が言うには、CBD のもとで国内遵守措置を持っている国は 2 カ国しかない。一つはノルウェーで、立法に基づいた措置があるが、それを実施する措置がまだないから、実施はされていない。もう一つの国は日本だと。日本は、行政上措置としてのガイドラインがあって、2005 年以来と実施していると。これはヨーロッパで行われたワークショップでの話で、日本が唯一の国内遵守措置を実施している国である、というお褒めの言葉をいただきました。

だから、二村さんのお答えに従うと、東南アジアの国では ABS 国内法を持っていない国がありますね。マレーシア連邦政府もその一つです。我が国の場合は、「アクセスの手引」に従って、東南アジアの国の政府の関連部局に当たって、相手国の既存の法律を遵守し、その上で MOU とか MTA などの二者間協定を締結して、アクセスしていますから、CBD の原則を遵守していると考えます。

ですから、日本の「アクセス手引」と言われるガイドラインは、名古屋議定書に基づく日本の国内遵守措置ができるまでの間は、現実的に十分に機能し得ると思います。私の知っている企業に関する限り、企業の皆さん方は誠実に「手引」を守ってくださっており CBD を遵守していると思っています。

○二村委員 炭田さんのご説明のとおりだと僕も思っています。いまの質問は、この国内措置のあり方を皆さんと検討するに当たって、省いちゃうんですか、それとも、その辺も含めていくんですかという質問です。

磯崎先生がおっしゃったように、法律的に考えるならば、この制度を持っているところを対象にして、今回は検討しましょうということであれば、そういうことですね、ということです。ですので、先ほど藤井さんがおっしゃったように、製薬協の会員の皆さんがしっかり取り組んでいるということはよく存じ上げておりますし、いろんなところでも書いているんですけども、こういうコンプライアンスが叫ばれているご時世に、そんな変なリスクを犯そうという企業のほうがむしろ少ないというのが現状だと思いますので、メディアの方などはぜひその辺はよくご理解いただきたいというふうに思います。

○磯崎座長 外国の法制度をもとに日本がモニタリングのための国内措置を国としてとる、その場合は、相手国に、もともになる法制度がなければとれないというのが最初の理解だと思います。後半で、二村さんと炭田さんの間で話がされてきたのは、そのような場合で、提供国がそもそも法制度を十分持っていないとき、そのときには、ボランティアなレベルで対応ができるのではないかと。現実には、日本の企業でそうした対応をしている例、それから政府のガイドラインもあるという、そのような話になっているかと思えます。

この適用前提で、要するに議定書の第6条とのかかわりで、日本側がとるべき措置、そのときは、提供国側にしっかりした制度の存在という前提と、そういう整理でよろしいでしょうか、この論点は。

(はい)

○磯崎座長 ちょっと私がここで気がついたのが、2行目から3行目で、MATが成立していること、これを前提にしていますので、後ろの文章の中では実は法制度の話しか出てこないで、MATが成立しているという事実がわかるような情報提供もされる必要がありますので、それを、この後ろの二つの文章か、あるいは、MATについてだけは別の文章にするか。

ただ、後ろのほうで論点の一つで出てくるのですが、契約の中身まで、契約文章全部のコピーが必要というわけではなくて、契約が結ばれましたという事実だけなので、場合によっては、PICの中にそれが入っている場合もあります。すでにこの案件では、法律で、あるいは条約や議定書が考えているレベルのMATが結ばれているという事実確認が、PIC自体の中でされている場合もありますので、そのときは、この書き方だけで十分だと思いますが、何かそういう情報の中に少なくともMATの成立の事実がわかる情報も提供され、それから、最後の文章のクリアリングハウス情報の場合も、こういうMATが結ばれているという事実確認ができるような情報提供、クリアリングハウスというのが入っていたほうがいいかなと思います。

それでは、②ですが、これはさっきからすでに議論になっていますけれども、適用の時期で、いくつかの開発途上国やNGOなどから、名古屋議定書の発効以前、場合によっては、生物多様性条約の発効以前まで遡るべきだという主張もあるのですが、ここでは、議定書の発効以後に限定するという整理をしています、この点についていかがでしょうか。

○炭田委員 もう一つつけ加えると、議定書が発効した後で、しかも、利用国としての日本で国内遵守措置が実施された以降であり、相手の提供国でABS国内法が発効して以降と、そういうことを言っているのだと思うんですけど、提供国側でABS国内法が発効して以降ということがここから抜けているようなので、念のため申し上げます。

○磯崎座長 議定書が発効し、国内措置というのは、提供国の国内措置のつもりですね。

○炭田委員 そうですか。

○磯崎座長 日本の国内措置ではなくて、提供国の国内措置。

○中澤課長補佐 (2) の②の国内措置というのは、日本の国内措置でございます。いまおっしゃられた、提供国で ABS の制度が動いているというのは、①の前提のところにも入っているということで、あえて②のところには入れていないということです。

○磯崎座長 わかりました。ある意味で二重の限定ですね。議定書発効と、それから日本の国内措置の発効。ただし、これは、最初のほうの、これも二村さんの議論にあったように、国内措置をつくらずに批准をするという外交方針は日本はとっていないということなので、議定書は発効したけど、日本の国内措置はずるずるといつまでもとられないという、そういう組み合わせというか、場面は、日本の場合は考えられない。国内措置がなければ議定書批准がそもそも動かないということなので、その危惧は必要がないということだと思います。

②番の論点については、ほかによろしいですか。

(はい)

○磯崎座長 では、③番ですが、これは、今年の懇談会のときにも、あるいは、今日もすでいくつか議論になっていますが、利用するとき、それより前の段階で、あるいは、その遺伝資源というのがどんなふうになるまで動いてきていたか、それについて、どのような形で整理すればいいかという、この論点はかなり複雑かと思いますが、これについてはいかがでしょうか。

○炭田委員 この日本語の文章をもう少し工夫して、すっきりわかるようにしたほうがいいと思います。IUCN の名古屋議定書の解説書(ドラフト版)では、利用者が提供国から直接アクセスして入手する場所があるのと、もう一つは、提供国から仲介者(いろいろなケースがあり得る)を介して利用者がアクセスするという、二つのルートに分けて考えている。

仲介者というのは、多様性条約に立脚したビジネスとしての仲介企業もあれば、共同研究を通じて大学に遺伝資源が入って、後になって企業が大学から入手する場合は大学が仲介者であり、生息域外コレクション(植物園とか、微生物カルチャーコレクション)のように制度的に確立された仲介機関もある。IUCN の解説書はそれらを包括的に仲介者だという書き方をしていますね。

だから、この日本語はちょっと書きかえられたほうがいいのではないかと思います。というのは、利用者が自分以外の人から外国産の遺伝資源を受け取る場合は、①事前に、ちゃんと PIC をとっているかどうか、②MAT が設定されているかどうか、をその相手に聞いて、書面の証拠により確認した上で入手することが常識です。経済産業省のガイドラインにも、そういうふうに明記されている。

○磯崎座長 原案では、最初の分類は、初めから遺伝資源利用で使われる場合で、直接の場合もあれば、仲介者の場合もあるというのが、2行目から3行目の初めまでで、その後が、遺伝資源利用ではない。動き始めは遺伝資源利用ではなかったものですね。いわゆるコモディティや、それから遺伝資源利用以外、どんな場合であれ、遺伝資源としての利用ではないという、そういう用途で動き始めたもの、それを後になってはこの場面でも構わないのだと思います。一番最後だけではなくて、何回か動く途中で、遺伝資源利用に変わってしまったもの、それがまた何回か動いて、現在の所有者、利用者のところへ来ている場合もあるし、現在の利用者、所有者が、それまでは別の用途であったものを遺伝資源利用に変える場合もあると思います。

この文章で大きく二つに分けて、それぞれの場合どうするか。おそらくこの文章としては、前半の2行、3行目の初めまでは当然対象になるけれども、後ろ半分は対象にならないという考え方ができる、あるいは、できないか。それについてはどうですか、という問いかけです。

○炭田委員 私の経験では、誰と話してもみんな当然だと思っておられるのは、いわゆるコモディティ

は対象外ということです。通常の商流に乗って取引されているものは、多様性条約の対象にもならないし、名古屋議定書の対象にもならない、それはもうみんな共通しています。マレーシアの知人も、パームオイルはコモディティであり、対象とならないと思っている。

ただし、いま私が申し上げた、コモディティは対象にならないときは、「原則として」対象にならない、という意味であり、「原則として」という言葉が入りますね。

では、原則に対しては例外があるのかというと、例外があるのだという人もいるし、特段そうは言わないという人もいます。例外というのは、例えば主婦がマーケットでバナナを買った。食べるつもりで買ったが、旦那さんが研究者で、バナナの遺伝子のシーケンスが面白いとあって、そのバナナの遺伝子を抽出して、他の植物を育種するときに、遺伝子組み換えで一部を使う、ということが起こったとする。そういう場合は例外的な措置として、別途検討する。このように、「別途検討する」というぐらいにおさめて、コモディティが対象になるのかならないかという大上段にふりかぶった議論は有用ではない、と理解しています。

○二村委員 まず、そのコモディティというのがちょっとよくわからないのですけれども、どの辺に線が引かれるんですかね。コモディティというと、穀物だったり、それこそ、さっき出てきたアブラヤシの実だったりとか、そういう結構大規模に流通しているものとか、証券取引所じゃないですけど、生ゴムをコモディティとして考える、そういうのがコモディティで、少量流通しているものはコモディティに入らないというご理解ですか。

○磯崎座長 ここではコモディティ自体の定義はないんですけれども、要するに、生物多様性条約の第2条の定義が一番基本なので、遺伝素材、マテリアルですね。それは利益配分とかその他の対象にはなっていないので、**genetic resources** になっているもので、その違いは、遺伝的機能単位、あるいは遺伝的な機能や価値に商業的価値を置いた場合が **genetic resources** で、どんな生物も必ず **genetic material** は持っているのですが、マテリアルのレベルで動いているときは対象にならないので、ですから、少量か大量かに関係なく、遺伝的な価値を商業的に見出して売買の対象や利用対象にしているか否か。

そうじゃないものを、一般的に商品取引や農産物の取引でコモディティが使われているので、コモディティというのが一緒に使われているのですが、条約の範囲ではそこで区切っています。

ただし、一部に、もっとラジカルな解釈があって、条約の第2条に、「現実の又は潜在的な価値」という言い方がされています。それを拡大解釈すると、100年後であろうが、ずっと後に商業価値が見出される場合もあって、それは、潜在的価値を持っていることになるので、要するに、すべての **genetic material** は、イコール、**genetic resources** であるという解釈をする人たちがいます。

ただ、その場合は、なぜ二つの用語を定義しているか。すべての **genetic material** は潜在的価値があるんだから **genetic resources** になるという解釈ができちゃうのだとすると、二つを分けて条約が定義を置いている意味がなくなってしまうので、少し行き過ぎだとは思いますが。でも、その潜在性を、そんな遠くではなくて、近いうちに置けば、このものはコモディティと呼ばれ、あるいは単なる **genetic material** と呼ばれるけど、実際は **genetic resources** だという主張をする人たちはいるという、これは考えておかないといけないと思います。

○二村委員 そういうお話ですと、例えばさっき炭田さんがおっしゃったバナナの話ですけれども、食べ物として流通しているときには対象外であると考えられるわけですけれども、それを実際に遺伝的なものを何か研究しようという意志が働いた時点でリソースになるという考え方ですね。

○磯崎座長 はい。

○二村委員 そうなると、ここであえて省く必要性がないんじゃないかなという感じがするんですね。

例えば、我々は、遺伝資源の話になると、やっぱり中心になってくるのは、製薬業界さんということにどうしても思いがちですけれども、今日、タキイさんがいらっしゃるのですが、例えば植物を品種改良したものを入手するという場合に、花として入手しますけれども、それを品種改良の材料に使った場合にどうなるのかという問題とかも出てくるわけで、商品として流通しているものを、ここであえて省く必要はないんじゃないかなというのが、私の意見です。

○炭田委員 私は、「コモディティは原則として範囲外である」。その「原則として」というところに\*をつけて、下の脚注\*に、「例外的なことに関しては別途検討する」という処理をするのが良いと、申し上げたのです。

例えば、高等学校の理科の時間に、DNA とは何か、どうやって抽出するか、という学生実験のためにバナナを買ってきて DNA の抽出をするということがあったとします。その場合は、バナナを食べるのではなくて、一種の研究のような行為をして DNA を抽出するわけです。その実験のために提供国政府の PIC が要るんですか、とかいう話になってくる。もしそうなら、うかうか理科の実験もできない。

また、大学にとっても非常に深刻な問題となり得る。私は専門が生化学なのですが、生化学実験するときに DNA 材料が要る場合がある。可能なら、試薬としてその材料を購入するのですが、試薬として売られていない場合が多いから、DNA を文献の手順に従って材料からつくる。材料は市販のバナナでもいいし、牛肉でもいい。それを買ってきて、自分で DNA を抽出して、それを実験に使うわけです。研究室ではこんなことをしょっちゅうやっています。その場合、それはコモディティの目的外使用だから、提供国政府から事前の許可を得てからその実験をなさいと言われた途端に、大学の研究はとまってしまう。そういう例外の例外という場合は多数あると思います。したがって、コモディティは原則としては除外する。除外の例外については別途検討する、という扱いが適切だと思います。

○磯崎座長 いままでの整理ですが、一番最初の動き始めのときに、遺伝資源利用目的でないものについては、対象にしない、外すということなのですが、途中で遺伝資源利用になる場合、いまいくつか例が出たのですが、おそらくいろんな場面で事例がたくさんあるかと思っています。一番最初に議論したような、個別レベルの場合と、いま炭田さんが途中で挙げられたような、大学・研究・教育面であったりという特殊な場合とかがあると思います。

これは、④のその他の一番最初と実は非常に強くリンクをしています。

それから、一般論でいうと、いまのような整理をした場合に、不十分であると言われることがこれまでもあるのですが、つまり、途中で用途変更、途中で資源利用に変わるというときに、本当に正直に、その変えた人が、ちゃんともとへ戻って情報提供したり、それから、本来の許可の取り直しをするかどうか。それがわからないという批判はいろんなところから出てきます。

だから、制度で資源利用でないものは外す。ただし、途中で資源利用になったものには義務づけをする。でも、実際わからないじゃないか。あるいは、実際ごまかそうとしたら、ごまかせてしまう。それをどうするかという議論も一緒にやらないと、単純に、後になって用途変更、目的変更をしてから入れればいいのかというだけだと、説得性がないのかもしれない。そこも考える必要がありますが、その対応は、基本的な整理とは別に考えるということでもいいかどうか。

つまり、資源利用変更があった場合にどうするかは後で考えるとして、資源利用でないものは対象から外すという、まず基本的な整理です。

ここの③で書いてある書き方でいえば、3行目の初めの「や、」のところ、これは対象とする。その下の「入手したもの」、それは対象にしない。ただし、後で資源利用する場合は対象になる、というような③の書き方ですが、その整理ではどうでしょうか。

○炭田委員 最終的には、商流に乗った流れのコモディティというのは、WTO 関連の条約の管轄下の問題だと思うのです。名古屋議定書で第 4 条第 1 項に、既存の国際協定に基づく権利、義務関係に、名古屋議定書が影響を及ぼすものではない、と言っています。つまり、WTO とか、貿易関係で常識となっているルールに関しては、名古屋議定書は影響を及ぼすものではない。ただし、そういうことをすると、「生物多様性に重大な損害又は脅威を与える場合は、この限りではない」と例外がある。

ですから、目的外使用の場合、もし、その材料の提供国を突きとめることが可能であって、しかも、その国の国内法令には目的外使用の場合は別途、手続をとれと書いてある場合は、それに従う。そういうことができない場合は、日本の主権国家としての裁量により国内措置の範囲外であると決める、というアプローチはあり得る。提供国と議論になったときに、名古屋議定書の 4 条第 1 項は、法律論の根拠となり得ると思います。

○寺田委員 先ほど私の会社の名前も話題に出ましたけれども、種苗関係から考えますと、コモディティに該当するような市販の品種の流通している種子について、京野菜というものを、ご存じかもしれませんが、いろいろな地方で、それを買われた人が自分の畑で選別をして、自分の好みのものを選び、その畑で一番いいものを次世代の種として使うということが、ごく当たり前に行われているわけですね。それは発展途上国でもどこでも、世界中で当たり前に行われているわけですが、それが、要するに遺伝資源の利用というふうに、定義のよくわからないものに当たるということになってしまいますと、いま発展途上国の農家さんは大抵は種子を買わないで、自分の畑でつくっておられると思いますけれども、そういう方々がみんな PIC をとるのかということになってしまうわけですね。

ですから、コモディティーの目的外利用については、遺伝資源などの定義がわからないままに国内措置を定めるという話にされますと、結局「遺伝資源」というものに先進国の種苗業者による市販種子が該当するのか、該当するが例外とすべきなのか、また、ローカルマーケットで流通する種子はどうかなども不明確ですし、「遺伝資源の利用」というのに育種が当たるのかということもわからない中で、非常に混乱すると思われるわけです。

ですから、少なくとも植物の、いま世界中で幅広く行われている育種などは除外するとか何とかということをして明記していただかないと、育種はそもそも危なくてできないということになってしまいますので、そういう致命的なダメージを与えることは、国際的にも不利益に当たると思います。ですから、その辺は明確にさせていただきたいと思います。

しかも、企業家だけがコモディティーを育種利用しているのではなくて、本当に地方の農家さんがそういうふうに行われているわけなので、対象とするとその影響は非常に大きいと思われます。ですから、こういうことは明確に、範囲外とか~~毎~~例外とかということで、対象になるのかならないのか、はっきりしていただかないと困ると思います。

○二村委員 おっしゃるとおりだと思います。ですので、例外ということに入れるという方向で考えたほうがいいのかなど。例えば、育種に必要な、一般に流通している品種を、品種改良に利用するというのか、育種業界の中では普通に行われている、もしくは、その業界だけではなくて、一般の農家さんもやっているということなので、僕は結論づけるわけではないですけども、例外として考えればいいのかなどと思います。

先ほど炭田さんがおっしゃっていた、教育目的で使われる場合も、これも例外にすればいい話だと思うんですね。むしろ、扱う際には、コモディティも入ると。ただし、例外でいくつかある。だから、炭田さんの考えているのと反対のことだと思うんですね。でも、そうじゃないと、実際に東南アジアなんかで遺伝資源を入手する際に、市場から購入している人たちがたくさんいます。

先ほど、僕が何で大量に流通しているものだけがコモディティなんですかという質問をしたかといいますと、朝市みたいところで、山からとってきたものを、ごぎを敷いて売っているようなもの、これがコモディティだというふうに判断されると、何でもありになってしまうということですね。ですので、基本的にはすべてカバーしているという状態で、あとは、どれを例外にするかという議論をしたほうがいいんじゃないかなというのが私の意見です。

**○磯崎座長** 二つ大きなアプローチの違いですね。すべてを対象にしておいて、日本の国内措置で、これと、これと、これと、これを除くというやり方か、遺伝資源利用以外は対象にしないとしておいて、一部、途中で遺伝資源利用につながるものがある、それがはっきりした場合に、それを特定して対象にするか。法的には全く同じことになることは少ないのですが、全部を対象にしておいて外すか、対象にすべきものだけを選んで載せるか、どちらのやり方にするかですね。

二村さんは、すべてを対象にしておいて、除外するものをはっきりさせる。炭田さんは逆。外しておいて、対象にすべきものを特定していく。そんな意見になっています。

**○浅間委員** お手元に資料を配らせていただいたのですけれども、緑色の資料でございまして、2ページ、「生薬について」と書いてあるところを見ていただきたいのですが、いままで皆さんがご議論いただいた内容というのが、この上の図に出ています。

私どもは漢方生薬ですので、生薬というのは植物が主でして、薬用植物を採取して、薬用部分を乾燥して、それが生薬となる。こういったものを材料として、煎じたり抽出したりして製品ができ上がるという形になります。ここはまさしく遺伝素材でございまして、しかも、こういったものは、真ん中にあるように中国の輸出統計もあるぐらいでして、これはまさしくコモディティなんですね、という話になります。

先ほどの議論の二つの手法ですけれども、私どもからすると、どちらかという、すべてコモディティなわけです、いろいろな場面で細かい、朝市で買ったり云々ということもあるのでしょうけれども、我々からすると、やはり全部除外していただいてから例外規定をつくっていただいたほうがすっきりするなというふうに考えております。

全部が入るといふ議論からスタートしてしまいますと、すべてこういったものも入ってしまって、こういったものをわざわざ除外しなきゃいけないんですかということになってしましまして、これはすでに貿易としてしっかり成り立っているものが、そこからまたスタートするというのは、実は非常にづらい部分もございまして。一応これは私どもの立場の意見ではございまして、紹介させていただきます。

**○磯崎座長** 除外をしておいて、対象になるものを特定していくという方向です。

**○丸山委員** コモディティということですが、すべての遺伝資源というものを平等として扱うかという、ポジティブリスト制にするか、ネガティブリスト制にするかという話にもなるのではないかと思います。理想からいうと、やっぱりポジティブリスト制で、しっかり網をかけておくということが理想なんだろうけれども、現実、やはり私ども産業界、特に食品産業なんかで扱っているものというのは、どちらかという、すでに栽培化され、農産物、あるいは食料品として取引されているもの以外の扱いというものはありませんので、そういった意味では、そういったものについては最初から例外としておくというほうが現実的ではないかと思っておりますので、組立としてはポジティブリストという形になると思うのですが、変則的なポジティブリストといいますか、明らかにコモディティのようなものは最初から除外していくということではないかと思っております。

**○磯崎座長** ということは、遺伝資源利用でないものも対象にしておいて、コモディティという例外で

除外する。

○丸山委員 イメージとしては、そういうことになります。

○磯崎座長 そのほか、いかがですか。

○炭田委員 1点だけ申し上げます。日本は食料輸入国で、カロリーベースで60%の食料は輸入している。食料は、原則としてすべて遺伝資源です。DNAとかRNAが入っていますから。

○磯崎座長 遺伝素材。

○炭田委員 食品はコモディティです。数種の食料材料が一つのパックに混合された食品になって、何がどれだけ入っているかわからない場合もある。食品類をABS規制の対象にしたら、スーパーに行って食品を買うことにも支障が出かねない。ですから、原則としてコモディティは除外する、という私の先ほどの議論で行きたいと思います。

○磯崎座長 そのほかでいかがですか。要するに、どちらを原則にするか。

○鈴木(健)委員 立場が全然違うのですが、いまコモディティの話が出ていますが、私は微生物を扱っているのですけれども、微生物につきましても、ある意味、純粋な研究材料から、それ自身の産業への利用までいろいろな段階がありますけれども、カルチャーコレクションとして私どもがいろいろな方に、大学、企業、それから公的な機関で使っていただいている中にも、いろんな使用目的があります。ですから、そういうときにも、実際は使う目的がたぶん限られて、検定菌のようなものは、その目的ならたぶんコモディティに近いのかと思いますが、一方学術的に、分類学的な基準になるものみたいに、原産国は違っているけれども、使われ方として共通でなければいけないものがあります。それらも産業利用のポテンシャルを持っているわけですが、そのときの使われ方にどのように線を引いていくかという問題は共通なのかなと思います。

ただ、そのときに、誰がそこについて線を引くかというのは、いまの話とちょうど同じようなところで議論されなければいけないのかなと思いますので、やはりそういうところも比べられて、しかも、私どもは、ある意味、仲介になるようなところで、どちらに対してどのように責任を負うかというものも、そこで考えていかなければいけないと思いますので、ぜひ、そういうあたりと比べながらというのがいいのかもしれませんが、議論に入れていただけたらと思います。

○磯崎座長 ちょっとこのポイントで時間をとっているのですが、いまの時点でどちらかにまとめるということではないのですが、いままでの議論でわかりますように、一番最初からは、遺伝資源利用でないもの、そういうものについては、原則として除外する、しかし、遺伝資源利用につながる場面、つながるようなもの、それについては対象にする、それぞれ特定して対象にしていくというやり方、こちらのほうが、単なる人数でいけば少し多そうです。逆に、すべてを対象にしておいて、明確に除外できるものを特定して、それを外していくというアプローチと、二つ出ている。それぞれにメリット、デメリットがあるということだと思います。

それで、時間との関係で、最初のページの「その他」の一番上の丸印と一番下の丸印については、これまでのところで議論にすでに出てきています。用途の変更と商業利用と非商業的利用、学術的利用という話も、もうすでに出てきて、それを原則にするのか、例外にするのかという話の中に入ってきましたし、それからITPGRも同様で、第4条との関係で大きく最初から除外される。それから、コモディティの議論とのかかわりで、あるいは植物育種との関連で、一般的に行われているものは当然除外という話でしたので、この二つはすでに議論されていると思うのです。

○小幡委員 先生、ちょっとよろしいですか。私、前回の議論に参加してないものですから、1ポツの商業的な利用、非商業的利用——非商業的というのは、学術、非営利の研究を意味していると理解する

のですが、それは、非営利、学術研究は対象としないという理解でよろしいのですか。

○磯崎座長 先ほどからと同じで、すべてを対象にして、非商業利用を除外するのか、非商業利用も入れておいて、明確にこれは資源利用ではないと特定できるもの、例えばさっきの学校で利用するとか、そういう場合を特定して除外するのか、どちらを原則にして、どちらを例外にするかについては、まだ結論が出ていません。

○小幡委員 議論はされたけど、結論はまだ出ていないと。それで、この場では議論するのですか、しないのですか。

○磯崎座長 次のときに。

○小幡委員 次に議論をする。

○磯崎座長 はい。次回のときに、どちらを基本にするアプローチという議論をもう一度やりますので、その場でも。

○小幡委員 わかりました。私は、やはり学術、非営利は対象としないと考えていますので、後ほどまたそういう機会がありましたら説明させていただきたいと思います。

○磯崎座長 はい。ついでするので、いまの論点ですけれども、開発途上国や一部から出ている反論は、区別自体ができないという指摘はされています。つまり、商業利用と非商業利用、あるいは、商業利用と学術利用が、そもそも切り離すことができない。両方がつながっているので、切り離すこと自体が無意味であるという批判は、一部の途上国からはされています。

○小幡委員 それは承知しています。しかし、先進国では明確に区別しているということもつけ加えさせていただきますと思います。

○磯崎座長 はい。その点は8条でも触れていますね。

そうしましたら、最初のページの一番下から二つ目に、MATの内容、契約の中についての遵守の関与というのがあるのですが、これについて、簡単に、もしご意見がありましたら。そんなに長く時間はとれないですが。

要するに、プロバイダーとの間のMAT、主契約の中身の遵守なのですが、これについて簡単に。

○藤井委員 基本的に関与する必要はないんじゃないかなと思っています。ABSも基本的にそういう趣旨で決められていると思いますので、それでよろしいかと思っています。

○炭田委員 「相互に合意する条件の遵守」という18条ですすでに規定されていまして、いま言われたのと同じ意見です。

○磯崎座長 逆に、すべきだという意見の方は。

(なし)

○磯崎座長 そうしましたら、裏側、2ページから3ページですが、上の二つ、(3)と(4)をあわせてですが、これは17条に関係してきます。これらについて、チェックポイントで、または、日本がとった国内措置に対して、違反、不遵守のような場合があったときどうするかということですが、ここについてのご意見をお願いします。

○炭田委員 まず、その議論をするためには、17条の解釈の仕方という問題があります。17条の英文原文を見ると、解釈が非常に難しい。その理由は、"as appropriate"という、法律上の裁量権を行使できる言葉が17条第1項だけで5カ所ぐらい出てくる。それから、他の条項では通常は、何々すべし"shall"となっているのが、この17条第1項の(1)ではwouldになっている。(2)はshall、(3)はwill、(4)はmustとshould。しかし、外務省の日本語仮訳版では、これらすべてが「、すること」と全く一律に訳されている。だから、日本語仮訳版による理解をベースにして議論する限り、国際的な共通基盤に立

った考え方についてはいけないですね。英文原文の読み方について、英語のネイティブの法律家の読み方があるようですね。ところが、日本語に訳すとき、その微妙なニュアンスが消える場合がある。しかも、文章の構造上、このフレーズはどの言葉を修飾するのかというのが、原文と比較しないで日本語訳を読むとわからなくなってしまうことがある。

だから、この検討会では、英語原文を参照しながら議論すべき、と申し上げたいです。日本政府が名古屋議定書の交渉で採択に合意したのは、英語原文のテキストで合意されたのだと思います。日本政府が署名をしたのも英語原文ベースですね。だから英語原文で議論しないと、とんでもなく違った方向の議論になっていく可能性がある。先に、私が言った、**monitoring** を「監視」と訳すと相当違った議論になり得るのも同じ理由です。特に今後は、**COP10** での国際交渉に参加されてこなかった若い方が日本の主流になるわけで、日本語訳が独り歩きする時代にだんだんなると思いますから、非常に注意する必要があります。

それから、二つ目は、英語原文をベースにしても、法律家によって解釈が違うこともある。だから、誰にもバイアスがあるかもしれないけども、例えば IUCN 解説書(現在ドラフト版)の完成版、EU 関係者から出るといわれる解説書、スイスの ABS マネジメントツール最新版等も、参考になるのではないかと思います。また、必要なら、英語のネイティブの ABS 法律家を日本に呼んで、ぎしぎしと質疑応答して、意味を突き詰めるということも有用かもしれない。

実は私、一昨日の夜、オーストラリア人と韓国人の法律家と一緒に、夜中の 12 時まで名古屋議定書の議論をする場にいました。韓国はいま非常に熱心にそういうことをやっています。

それから、もう一つは、日本人は誠実で律儀な国民性をしており、何かが起こったときには、拒絶するよりも、受け入れるほうを先に考える傾向があると思います。悪い言葉でいうと自虐的などころがあって、国際法を例にとると、自らに最も厳しい規制上の解釈を課して、それに耐えられる国内的準備をしようという傾向が強いということ、我々はいろいろなところで経験しています。

ですから、この 17 条の解釈においても、よほど慎重に扱わないと、つまり企業や学界が迂闊に合意してしまうと、日本の活力をそがれてしまうという懸念がある。

○磯崎座長 細かいところは別にしてなのですが、法解釈が違うということではなくて、解釈の幅を持たせるような書き方をされていて、法律論では結論が出ないということです。この幅が広いので、こういう解釈も成り立つし、こういう解釈も成り立つ。この議定書は、この範囲のどこを指しているわけではなくて、この範囲内であればいいということなので、開発途上国の法律解釈をするとここだと言うし、別の解釈をするとこっちのほうを言う。それはどちらも正しいことになります。ということは、最終的には、法律解釈で決まるのではなくて、政策論になりますので、この幅の中で、日本政府としてはどこに我が国の位置を置くか。どこに置いても構わないということになりますが、この広い幅の中で、なぜここを選んだかの説明は後で必要になってきますし、それから、各業界や利用者のほうからも、やはりこれだけ広い幅の中で、業界によってはここがいい、こっちの業界がこっちがと、どちらも正しいですが、政府はどこかを選ぶという場合に、なぜそこを選ぶのかは、国内向けにも説明が必要になって、この場はまさにそれを行っていると考えてもらえばいいかと思います。

17条、あるいは15条との関連での国内措置の具体的な中身ですが、これについてはどうでしょうか。

○寺田委員 モニターということを考えますと、例えば先ほどの植物の育種の場合であれば、遺伝素材を、非常に多数を組み合わせて交配し、その子孫から選びますので、どういう遺伝素材が関与しているかというのを、そもそも、すべて把握することが不可能なわけですね。その様な状況で、モニターするといっても、育種家、本人も、自分が使った遺伝素材はわかりますけど、その遺伝素材の先の先にどう

いうものが使われていたかということもわかりませんし、また、未来のことを考えると、販売した先でどのように利用されて、新しい新品種ができるのか、全部トレースすることができるかということ、それも不可能ですので、そもそもモニターが現実的に不可能だと思います。

このような状況を考慮した上で、17条の規定を見ると、特別に罰則規定等が定められているわけでもありませんので、任意に、利用者のほうからチェックポイントのほうに情報を出すということで、一応条件としては認められると思いますので、罰則的なものを定めるというよりは、アメとムチという話がありますけれど、アメのようなものですね。ムチではなくて。何か情報を提供したら、バイオパイラシー的なことで訴えられたら国が保護してくれるとか、そういうような何か利点があるような規定としていただければよろしいのではないかと私は考えます。

○磯崎座長 そのほか、いかがですか。

要するに、措置としては、情報提供を求める。義務的ではなく、ボランティアな。その背景としては、現実の問題があって、情報自体を正確に出せないケースという特殊な事情で、そのようなタイプ。それからもう一つが、昨年度の懇談会でも出ていた意見ですが、そのような積極的に協力をしている場合に、何らかのメリットがあつていいということですね。

○藤井委員 先ほど、製薬企業が非常に一生懸命真面目に CBD に対応しているとお伝えしたかと思いますが、そのことを考えますと、現地でちゃんと、いまですと、契約を結んでやっているわけですから、そういう契約を結んだと思ったときに、それを日本の国内のここに届け出なきゃいけないというルールがあつたら、真面目に届けに行くと思います。それでいいんじゃないかなと、正直言って、思っています。

○炭田委員 私から提出したこの紙の一番最後のページの全体図をご覧ください。丸で囲ったのがいま主として議論されている利用国措置の部分です。利用国措置について、一つ新しいことを申し上げます。数年前に CBD 条約事務局が出したペーパーによりますと、先進国の企業、大学、研究機関等に対して、バイオパイラシーだというクレームが、NGO 等からいろいろあるけれども、そのうち、法律上の確固とした根拠に基づいて本当に問題になるケースは数えるぐらいしかない、との例が示されています。

今後も、企業や大学が PIC 取得と MAT 設定の手続きをとっていても、どこからか非難が出てくる可能性はあります。ですから、日本のチェックポイントは、常日頃から ABS-クリアリングハウスを閲覧して提供国の国内法に精通しておき、提供国側から仮に一方的で理不尽な主張があつた場合には、相手の国に対して正当な理由を言って、しかるべき対応と処理ができるような体制をとっていただきたい、ということです。

○小幡委員 1点だけ。要するに、チェックポイントが、何をチェックするかということが明確にならないと、研究でも秘密がありますし、さまざまな秘密で、契約を結んでいるのも秘密の一部ですから、その辺も明確にしていただかないと、「そうですね、それで登録しましょう」というふうにはなかなかならないと思うので、その辺をぜひご検討していただければと思います。

それで罰則も入ったら、これはますます大変なことになりますので、それも検討する必要があると思います。

○磯崎座長 いまのご指摘は、資料 7 の 2 枚目の右上のボックスの中で、17条 1 で、(iii) に、いわゆる秘密情報、商業機密などというのが入っていますので、何を商業機密の範囲にするかはちょっと別ですけれども、商業機密を外すということについては、議定書の中でも書かれていますので、日本で国内措置をとる場合も、それを当然考慮することになるかと思えます。

○小幡委員 利用した企業の名前等はどうなるのでしょうか。

○磯崎座長 それをどうするかは、今後です。

いままでの話ですと、ネガティブな受け方なのでしょうが、考え方の一番厳しいほうに近いものでは、提供国の国内法、あるいは PIC、そして MAT が結ばれていること、それを証明しない限り利用してはいけないという法律をつくるというのが、比較的厳しいほうになるかと思いますが、その方向を支持する意見というのはございませんか。

2段階あるわけですが、つまり、国内措置というので、どのような国内措置をとるのか。一番厳しいほうに位置するのが、いまのように、国内で遺伝資源利用のときには、15条1項が定めているような事柄が証明できない限り、それは利用者に義務づけるということですね。ちゃんと PIC をとっている、ちゃんと提供国法に違反していない、MAT も結んでいる、ということ立証しない限り利用してはいけないということ。それから次に、それに違反したときに、その義務違反に対して何らかの罰則——利用してはいけないのに利用してしまったことに対して、金銭罰、それから没収であったり、一部の国が求めている、プロバイダーの国や、プロバイダーそのものに対する利益還元を義務づける、そういう不利益処分を行うという法律ですが、極めて法的で厳格なアプローチについては、そちらの方向での支持というのはいかがですか。

○炭田委員 私からの配布資料の「名古屋議定書国内実施に関するバイオ産業会の要望」をご覧ください。これは JBA が事務局になって取りまとめましたが、検討に参加した企業の意見が集約されています。

特に、2ページ目の1.の②にありますように、「国内遵守措置は、組織の規模や業種にかかわらず、遺伝資源のすべての利用者が容易に対応できるように、簡素で、かつ、実際的なものにすべきである。したがって、利用者による自発的な連絡が望ましい」という要望があります。連絡事項というのは、PIC 取得等のことです。他にもいろいろな意見が書いてありますが、私が一々しゃべるには時間がないですから、本検討会事務局で読んでいただいて、私を通じてこういう意見を申し上げたとご理解頂きたいお願い申し上げます。

産業界には、誠実に対処する意思があり、透明性があり、柔軟性があり、簡素で、誰でも守れるような、そういうルールは歓迎すると表明しています。産業界は、初めから、こんなのは嫌だということではなく、上に述べたような自発的なルールを歓迎すると言っております。

○磯崎座長 すみませんが、時間の関係で、いまの、どんな内容の、どんなレベルの国内措置にするか、それから、その国内措置が守られなかったときに、どのような対応をすべきか、という議論ですが、もしつけ加えて何か。

いまの整理ですと、厳格な、法的な対応は好ましくない。ボランティア、それから情報提供という、そのレベルで、それであれば十分対応ができて、という意見が大半ですが。

○藤井委員 私も、いま先生がおっしゃったとおりなんですけれども、つけ加えさせていただきますと、遺伝資源で、どこの出所の遺伝資源かわからないものが現実にあります。やはりそのことを考えると、PIC とか MAT をとらないとやってはいけないというのは、少々行き過ぎなんじゃないのかなという気はしております。(発言者注釈：本発言は、世界知的所有権機関(WIPO)で進行中の特許出願の遺伝資源出所開示義務に関する議論と混同してしまったためのものです。WIPO で議論されている遺伝資源の対象は、CBD 以前にアクセスされたものも対象になるため、出所が不明の遺伝資源があるのですが、CBD の議論としては不適切な発言ですので、撤回させていただきたいと思っております。)

○二村委員 いま藤井さんがおっしゃった、その出所がわからないというのは、例えばどういうものなのでしょう。ないんじゃないかなと思うので。

○藤井委員 例えば、普通に流通しているものを買ってきたりすると、サプライヤーさんはわかっても、そのサプライヤーさんがどこから持ってきたという話があったりするんですね。あと、例えば大学さんからいただくとか、あるいは、我々が大学さんに提供するとか、いろいろあるんですけども、要は、そういうことで循環しているようなものだってあると思うので、結局、一番最初のオリジンってどこだろうと、わからないものって、そんな多くは確かにないかもしれませんが、あるのは事実です。(発言者注釈：上記と同様の理由により、本発言は撤回させていただきたいと思います。)

○炭田委員 最初に申し上げたように、日本には、CBD 下の国内遵守に関して行政的措置としてのガイドラインがあります。8年間、ずっとそれを実施してきました。これには英語版もあり、多様性条約関連の会合でも配布して来ましたが、多くの人は知っています。

また、今年の3月に、名古屋議定書の関連条項をとりこんだ「遺伝資源へのアクセス手引 第2版」に改定しました。名古屋議定書は、いまの段階で我々として咀嚼できる範囲内で反映されています。

換言すると、名古屋議定書が発効していない現時点において、このガイドラインには名古屋議定書の関連条項もとりにいれられているということです。このガイドラインに従えば、当面はバイオパイラシー等の問題は起こらないはずで、これは経済産業省の事業として実施され、バイオインダストリー協会が実施に関与して来ましたが、また、この成果は、外務省を通して、COP10 に至るいろいろな CBD の ABS 関連会合や COP で、日本政府の代表が、口頭発言や公式文書で公表して来ましたが、

今日の議論で私が受けた印象は、現時点では名古屋議定書に関して不明確な面が非常に多いなということです。今後は、そういうことを明確にするために、決して焦ることなく、時間を稼いでちゃんと詰めていくことが必要です。その間はガイドラインでいいと思います。私が念頭に置いているガイドラインは、経済産業省の「アクセス手引」ですが、これは8年間の実施の実績がありますから、その経験も踏まえ、世の中にある他のガイドラインも参考にされて必要なガイドラインを作成され、対処していただきたいと思います。

○磯崎座長 いままで出たような方向性について、具体的にどんな措置、どんな形式で、日本の国内で設定することができるかという問題も出てきますが、これは次回のときに議論をしたいと思います。

それから、2ページ目の下と3ページ目ですが、これはちょっと時間的に次回の議題にしたいと思います。特に日本国内について ABS 制度をどうするかという、ちょっと別の問題になりますので。特に、適用除外、それから具体的な国内措置の形式、これについて、もう一度、次回までに考えてきていただければと思います。

最後に、私からですが、別の用事でブリュッセルとストックホルムに行く機会が先週ありましたので、ABSのために行ったのではないので、細かい検討はしていませんが、EUのコミッションの担当者は、コンサルテーションが終わって、現在、EUのコミッションの提案をすでにまとめていて、それを、EU議会と閣僚会議にかけて、最終的にEU全体としての意思統一ができる。ですから、いまは第一歩が終わった。

その中身なんですけど、コンサルテーションで彼らが一番重視したのが、EUの中の企業間の格差が起きないようにしてほしい。要するに、どういうことかということ、EUの中で非常に先に行っている国、例えばスペイン、そういう国があると、スペイン以外の国の企業は不利になってしまう。というのは、おそらくプロバイダーとなる国は、スペインは法律でやろうとしています。法律があつて、名古屋議定書をバックアップしているという国内法制度を持っているというだけで、プロバイダーはスペインを選ぶ可能性がある。その点で不利になるので、EUの提案は、不利にならないような提案。

具体的に何かというと、スペインが法律でやるのだったら、ほかの国も全部が法律でやるという提案

をしてほしいという意見が多かったので、それに基づいて、EU コミッションとしては、法律で名古屋議定書を担保するという提案を出したい、というのが現在のまとめているものの内容です。

ただ、今後、EU 議会や閣僚会議を通さないといけないので、そこで異論が出る可能性もありますし、説明する必要は、当然これからだということですが、第一歩はそこに来ているということです。

それから、今日の議論の中にもあったのですが、議論が非常に複雑だったので、EU コミッションの担当者がとった手法は、上流部と下流部、上流はアクセスに関する部分です。下流というのは、いろんな分野で利用する場面です。上流と下流に分けて、どんな対応をすべきかという整理をした。A3 の大きな紙 2 枚で、上流部と下流部で、ケース・バイ・ケースで事例整理をして、この考えをまとめた。日本でもその考えをとるとまとめやすいのではないかという話はしていました。

その後、スウェーデンの環境省ですが、スウェーデン環境省は EU 提案はすぐには受け入れられないという立場で、ステップ・バイ・ステップで対応をとる。最初はポリシーメジャー、政策措置で対応ができるのではないかと。必要があればステップ・バイ・ステップで、法的規制措置まで高めていくという、そういう考えを現時点では持っている。ただ、スウェーデンの政府内でも意見が右から左まであって、それを入れて、最終的にどういう結論になるかは、これからやる。ちょうどこれからスタートする。

終わったのが、名古屋議定書に関するインパクトアセスメントが終了して、間もなくそれは公表できるという、その段階に来ているということです。

それから、特に、これは次回に議論する内容なのですが、国内の遺伝資源に対してどうするかでは、スウェーデンとしては非常に消極的である。それはスウェーデンの特殊事情なのですが、パブリックアクセスに関する制度がほかにあって、要するに、他人の土地でも通って海岸などへ行ける権利というのが認められている。それから、花を摘んだり。日本でいう山菜の採取に関する権利と同じような権利があって、スウェーデンにとってはパブリックアクセスの権利保障というのは非常に重要なために、国内の遺伝資源に関する規制管理をする場合も、その伝統的なパブリックアクセス権との兼ね合いが非常に難しいので、すぐにはどうい国内権利設定は難しいという、そんな内容でした。

細かいところまでは、ちょっと私も今回はカバーしていないのですが、国によって、おそらくまだ違うのではないかなと思います。

それでは、最後の段階ですが、もしオブザーバー参加の外務省、農水、その他、ございましたら。どうですか、各省の担当の方からは特にございませんか。

(なし)

○磯崎座長 環境省はよろしいですか。

(はい)

○磯崎座長 それでは、ちょっと時間的にオーバーしてしまいましたけれども、今日の議論で、次回に続けてもう少し細かいところまで行ければと思います。

お忙しいところをご参加ありがとうございました。

○中澤課長補佐 本日は、大変長時間にわたり、ご議論ありがとうございました。

最後になりますが、亀澤課長より一言ご挨拶を申し上げます。

○亀澤課長 本日は、長時間にわたりましてご検討をいただきまして、大変ありがとうございました。率直なご意見をいただきましたし、産業界の実態とか考え方についても教えていただきまして、大変有意義な時間を持てたと思います。

名古屋議定書の締結に向けた日本の動きにつきましては、日本が名古屋議定書を取りまとめた COP10 の議長国でもありますので、海外から特に期待と関心を持たれているというふうに思っております。

ます。COP11 では、先ほど磯崎先生からもご紹介がありましたけれども、環境省は、条約の事務局とともに、「名古屋議定書に対応する国内制度構築のための情報共有」というテーマでサイドイベントを開催することにしております。そのサイドイベントでは、磯崎先生にもご参加をいただいて、この検討会での検討状況を踏まえてご発表をいただく予定にしております。COP11 では、そのサイドイベントだけでなく、会議本体のほうでも、この ABS に関する国内措置の諸外国における取り組みの状況などについて、情報交換なども行われる予定でございます。EU についても、先ほど磯崎先生からご紹介がありましたけれども、そういう各国の状況などについても情報収集に努めたいと思っております。そういうものを踏まえまして、国際的にも国内的にも支持されるような、我が国にふさわしい国内措置の検討を今後さらに深めていきたいと思っておりますので、次回、第 2 回の検討、さらにその後の検討につきましても、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

本日はどうもありがとうございました。

以上